

## 第6回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

### 議事次第

日時：令和5年1月24日（火）14:00～16:00

#### 1 開会

#### 2 議題

- ・ 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について
- ・ 戦没者の遺骨鑑定の取組状況について
- ・ 遺骨・遺族データのスクリーニングに関する専用ソフトウェアの開発について

#### 3 閉会

#### 【配付資料】

資料 1：戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

資料 2：戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

参考資料 1：戦没者遺骨収集事業における手順書

参考資料 2：戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

参考資料 3：令和5年度援護関係予算案の主要事項

## 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 戦没者の遺骨収集事業

## 概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未収容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和4年12月末日現在

## これまでの遺骨収集事業の推移

第1次  
昭和27年～32年

第2次  
昭和42年～47年

第3次  
昭和48年～50年

昭和51年  
～平成17年

平成18年～  
平成27年

平成28年～現在

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万  
2千柱

- 旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- 専ら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後、遺族や戦友による独自活動継続

- 旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施（6年計画）。
- 航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施（昭和48年度～：2/3補助、平成13年度～：3/3補助）

- 遺骨収容に国民の関心が高まったこと（横井庄一氏救出）、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る（3年計画）。

- 相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

- 遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

・収容遺骨数  
約1万2千柱

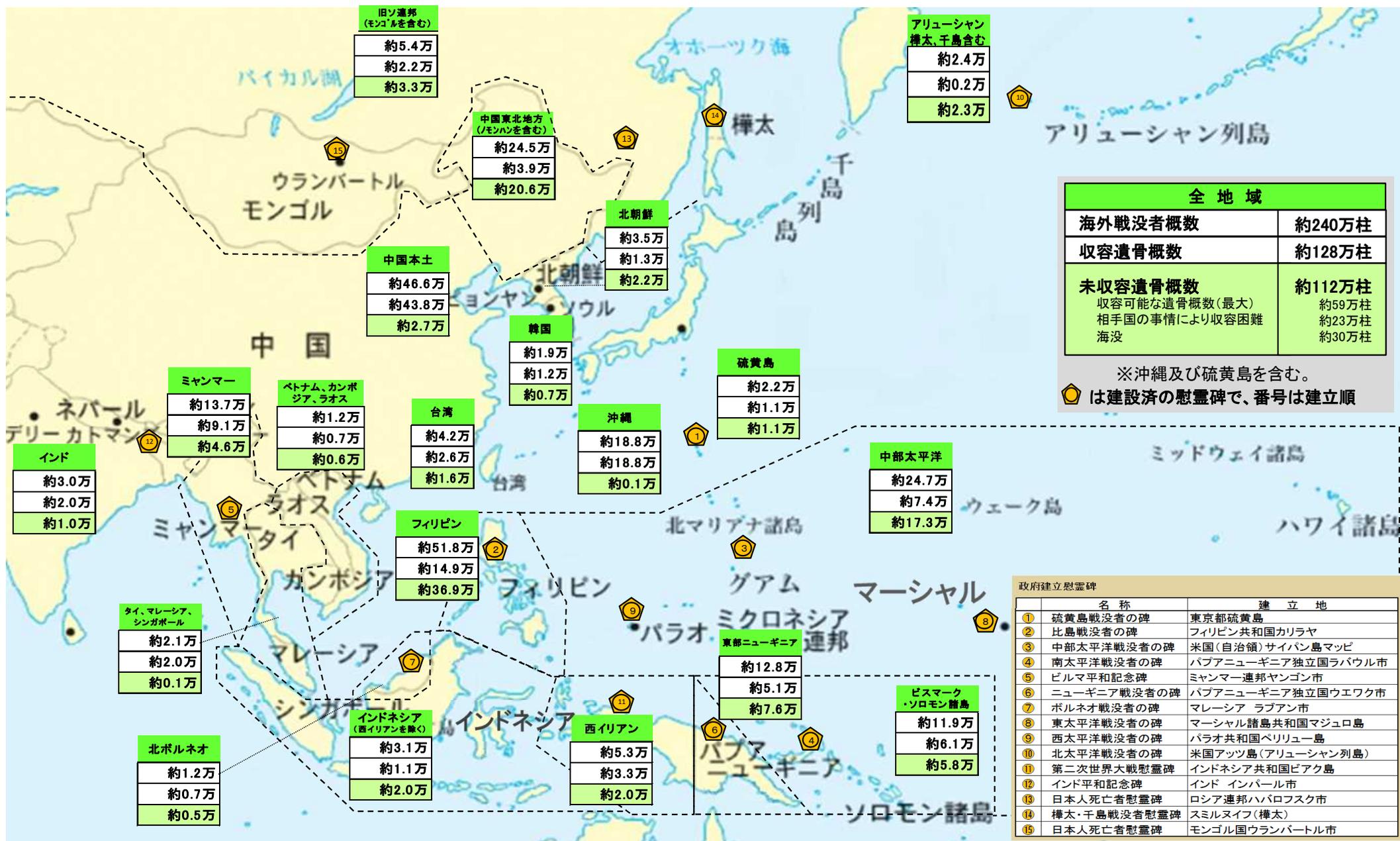
・収容遺骨数  
約11万5千柱

・収容遺骨数  
約10万柱

・収容遺骨数  
約8万6千柱

・収容遺骨数  
約3万2千柱

# 地域別戦没者遺骨收容概見図(令和4年12月末時点)



全地域	
海外戦没者概数	約240万柱
收容遺骨概数	約128万柱
未收容遺骨概数	約112万柱
收容可能な遺骨概数(最大)	約59万柱
相手国の事情により收容困難	約23万柱
海没	約30万柱

※沖縄及び琉黄島を含む。  
 ①は建設済の慰霊碑で、番号は建立順

名称	建立地
① 琉黄島戦没者の碑	東京都琉黄島
② 比島戦没者の碑	フィリピン共和国カリラヤ
③ 中部太平洋戦没者の碑	米国(自治領)サイパン島マツピ
④ 南太平洋戦没者の碑	バブアニューギニア独立国ラバウル市
⑤ ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦ヤンゴン市
⑥ ニューギニア戦没者の碑	バブアニューギニア独立国ウエワク市
⑦ ボルネオ戦没者の碑	インドネシア ラブアン市
⑧ 東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島
⑨ 西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ベリリュウ島
⑩ 北太平洋戦没者の碑	米国アッツ島(アリューシャン列島)
⑪ 第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国ビアク島
⑫ インド平和記念碑	インド インパール市
⑬ 日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク市
⑭ 樺太・千島戦没者慰霊碑	スミルヌイフ(樺太)
⑮ 日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市

※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

# 収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

## 1. 過去5年間の収容遺骨数（令和4年12月末時点）

### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
旧ソ連	209	112	61			1
モンゴル						
旧ソ連等 小計(柱)	209	112	61	0	0	1

### 【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
硫黄島	17	42	11	46	24	50
沖縄	7	18	56	57	49	
中部太平洋	124	98	264	2	195	74
タイ・マレーシア・シンガポール						
ミャンマー	12	30				
北ボルネオ						
インドネシア (西イリアンを除く)						
西イリアン						
フィリピン						
東部ニューギニア	91	42				

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
  - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還しDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

地 域	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
ビスマルク・ソロモン諸島	457	494	5			
インド	3					7
千島・樺太・アリューシャン	18	2	7			
中国東北地方 (ノモンハンを含む)						
台湾・北朝鮮・韓国						
ベトナム・カボジア・ラオス						
米国（戦争捕虜人墓地）						
地域不明	1				2	
南方等 小計(柱)	730	726	343	103	270	131
				105	73	50
合計(柱)	939	838	404	103	270	132
				105	73	50

## 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- ・ 令和4年度は、当該戦略に基づき定めた「令和4年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施している。
- ・ 引き続き、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能な地域において事業を実施。

### ○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの57埋葬地について、令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能と判断されたカザフスタンにおいて4埋葬地の現地調査を実施。今後も派遣が可能な地域において現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- ・ 53埋葬地の名簿登載者数（令和4年12月末時点） 4,715名

### ○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は調査が実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能な地域において現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

## 令和4年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

### (コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

#### 各国の入国制限等の現状

令和4年12月末時点、遺骨収集の対象国について、外務省の

- 「感染症危険情報」では、全ての国に対しレベル1(十分注意してください)となっている。
- 「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))が発出されているところがある。

#### 令和4年度の派遣実績(令和4年12月末時点)

- 硫黄島遺骨収集等  
調査派遣等を15回、収集派遣を3回実施し、50柱の遺骨を収容。なお、一部の派遣については、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したことから派遣期間を短縮した。
- 海外の現地調査  
インド2回(遺骨収集含む)、マリアナ諸島5回、パラオ諸島3回、東部ニューギニア2回、フィリピン1回、バヌアツ1回実施。
- 海外の遺骨収集  
インド2回(現地調査含む)7柱相当の検体を送還、パラオ諸島1回74柱相当の検体を送還、カザフスタンにて遺骨収集事前協議・埋葬地調査等を実施し、1柱相当の検体を送還。
- 海外資料調査派遣  
米国1回実施。
- 遺骨収集の実施に向け、厚労省と遺骨収集の対象国による対面又はオンラインによる協議を実施。

#### 令和4年度の今後の取組

- 国内の硫黄島の派遣は、国内の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ派遣予定。沖縄は「戦没者遺骨収集情報センター」において実施。
- 海外派遣は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢も踏まえ検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された地域から順次、事業を実施。
- 引き続き、今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国による対面又はオンラインによる協議を実施。

# 硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数：21,900人 収容遺骨概数：10,590柱 未収容遺骨概数：11,310柱（令和4年12月末時点）

## 概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

## 実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで146回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

（単位：柱数）

	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
収容遺骨数	17	42	11	46	24	50

<派遣回数の推移>

	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
調査等	30	24	23	20	22	15
収集	2	3	4	3	2	3

## 令和4年度の取組状況

- ・ 令和3年度に引き続き以下の取組を実施。
  - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
  - ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
  - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
  - ④改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地（半面）における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

# 沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,537柱(うち、政府による遺骨収集数：52,041柱) 未収容遺骨数：599柱

## 概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
  - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
  - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

## 実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,041柱の遺骨を収容した。

- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和4年度予算 約31百万円  
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
7	18	56	57	49



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子  
(土中の遺骨を確認中)

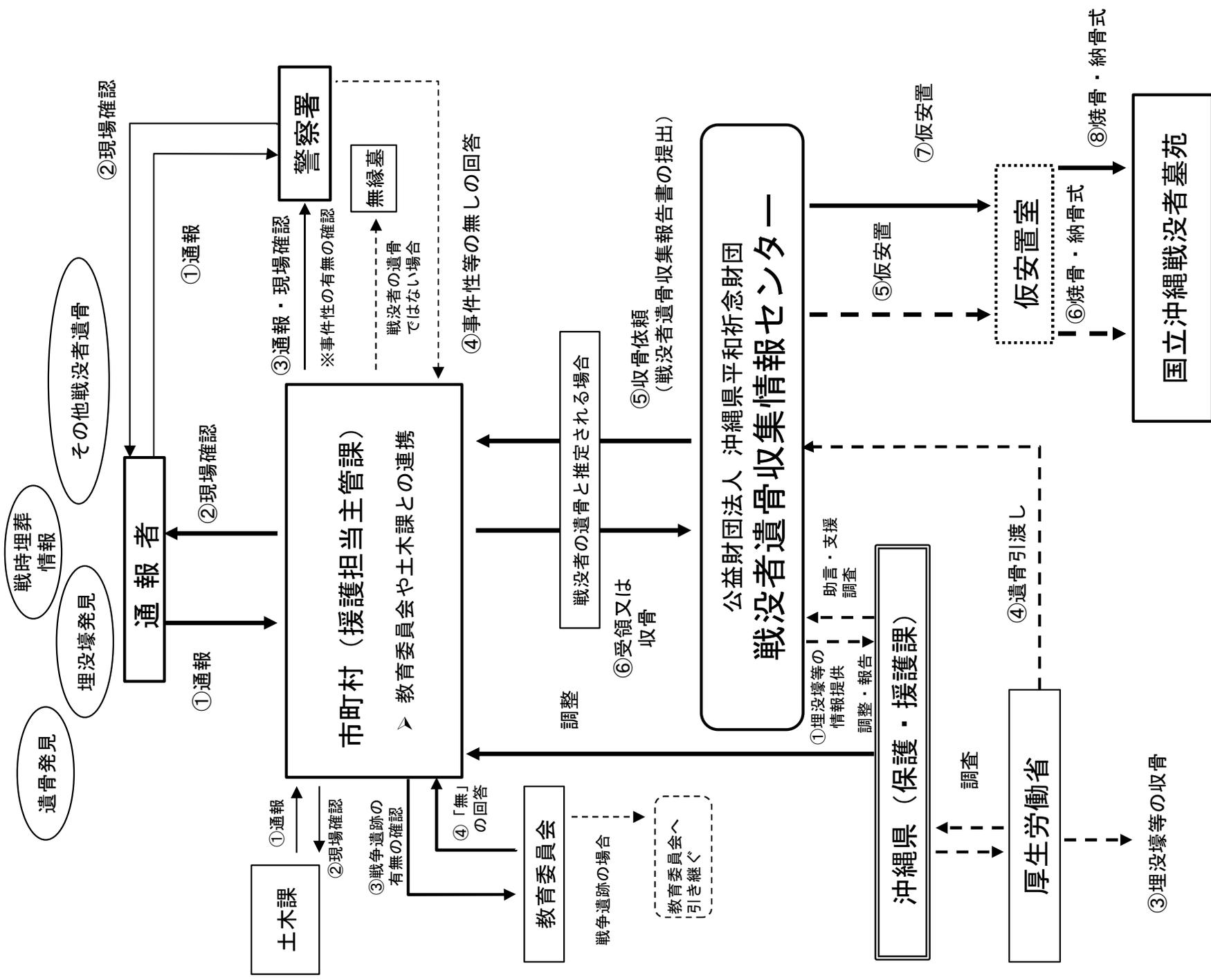


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子  
(埋没した構築壕の位置を特定中)

## 令和4年度の実施状況

- ・ 引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施するとともに、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターにおいて遺骨を収容。

# 戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

# 各地域の取組状況 ①

## 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 53,000人</li> <li>・収容遺骨概数 18,750柱</li> <li>・未収容遺骨概数 34,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報53か所（令和4年12月末日時点）を保有。</li> <li>・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。</li> <li>・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。</li> <li>・令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。</li> <li>・令和4年度は、ロシア2地域及びカザフスタン1地域において、埋葬地調査と遺骨収集を計画したが、派遣が可能と判断されたカザフスタンにおいて令和4年8～9月にかけて、4埋葬地の遺骨収集事前協議・埋葬地調査等を実施し、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還。</li> <li>・また、令和元年9月、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。</li> <li>・令和4年2月以降外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。</li> <li>・派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。</li> <li>・令和5年度上半期にカザフスタンにおいて現地調査等を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 1,700人</li> <li>・収容遺骨概数 1,500柱</li> <li>・未収容遺骨概数 200柱</li> </ul> <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の埋葬地を除き概了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。</li> </ul>

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 812人</li> <li>・収容遺骨数 0柱</li> <li>・未収容遺骨数 812柱</li> </ul> <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。</li> <li>・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。</li> </ul>
--------------------	---	---	---

## 各地域の取組状況 ③

### 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 188,136人</li> <li>・収容遺骨数 187,537柱</li> <li>・未収容遺骨数 599柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。</li> <li>・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。</li> <li>・令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所（糸満市、八重瀬町）のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施するとともに、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターにおいて遺骨を収容。</li> </ul>
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,900人</li> <li>・収容遺骨概数 10,590柱</li> <li>・未収容遺骨概数 11,310柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。</li> <li>・令和4年度は50柱を収容。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回遺骨収集団 0柱</li> <li>第2回遺骨収集団 21柱</li> <li>第3回遺骨収集団 29柱</li> <li>第4回遺骨収集団（1月末から実施予定）</li> </ul> </li> <li>※第1回遺骨収集団は、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したことにより派遣期間を短縮した。</li> </ul>	<p>令和4年度は左記の「基本的方針」に基づき令和4年4月28日に決定された「実施計画」を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容</li> <li>②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査</li> <li>③滑走路地区における面的なボーリング調査による地下20m程度までの地下壕の探査</li> <li>④滑走路地区周辺の地下壕の閉塞地点の先の地下壕の有無の調査</li> <li>⑤改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地（半面）における地下壕の調査</li> </ul> <p>などを継続して行う。</p>

## 各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 137,000人</li> <li>・収容遺骨概数 91,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響及びミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。</li> <li>・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> <li>・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済み）。当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー国内情勢の今後の状況を注視しつつ、可能な範囲で早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収容・鑑定プロセスの説明などを行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> </ul>
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 20,000人</li> <li>・収容遺骨概数 520柱</li> <li>・未収容遺骨概数 19,480柱</li> </ul> (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 55,300人</li> <li>・収容遺骨概数 29,230柱</li> <li>・未収容遺骨概数 26,070柱</li> </ul> (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 15,500人</li> <li>・収容遺骨概数 10,510柱</li> <li>・未収容遺骨概数 4,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨（3柱）あり。サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。テニアンで収容し保管中の遺骨（86柱）あり。</li> <li>・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンライン会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・令和4年1、2月にサイパン、テニアンで現地調査・遺骨収集派遣を実施し遺骨の検体（195柱相当）を送還した。</li> <li>・令和4年度は4、8、9月及び11～12月にかけてサイパン、7月にグアムで現地調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1～2月にかけてサイパン及びグアムで現地調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,500人</li> <li>・収容遺骨概数 250柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。</li> <li>・DPAA管理下にある遺骨について、検体採取の派遣を実施予定。</li> </ul>
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 16,200人</li> <li>・収容遺骨概数 9,210柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）</li> <li>・本地域においては、ペリリュー島、アンガウル島（集団埋葬地情報）において実施している。</li> <li>・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。</li> <li>・令和4年2～3月及び5月に現地調査を実施。遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書が締結された。5、7、9月に現地調査を実施。11～12月にかけて収集派遣を実施し、DNA鑑定用の検体（74柱相当）を送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月に現地調査を実施予定。</li> </ul>
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,900人</li> <li>・収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,800柱</li> </ul> (ウォーレイ (メレヨン) 環礁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 4,900人</li> <li>・収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。</li> <li>・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜島については地権者との合意が必要</li> <li>・沈没艦船については令和5年3月に現地調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑥

地域、	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 127,600人</li> <li>・収容遺骨概数 51,420人</li> <li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パプアニューギニア国立博物館で保管中の収容遺骨あり。</li> <li>・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・令和4年7、10月に現地調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1～2月にかけて現地調査・遺骨収集派遣を実施予定。</li> </ul>
ビスマルク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,750柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。</li> <li>・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約280柱）あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。</li> <li>・令和4年12月に現地調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1、3月に現地調査を実施予定。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 30,000人</li> <li>・収容遺骨概数 19,960柱</li> <li>・未収容遺骨概数 10,040柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月にインド外務省とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・新型コロナウイルスの収束後、早期に現地調査・遺骨収集事業を再開するべく、令和3年12月に、在印大が現地の事前確認等を実施。</li> <li>・令和4年4月及び9月に、現地調査・遺骨収集派遣を実施し、DNA鑑定用の7検体を送還した。</li> <li>・令和4年11月に現地調査・遺骨収集派遣を実施した（調査のみ）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2～3月にかけて現地調査・遺骨収集派遣を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,000人</li> <li>・収容遺骨概数 6,910柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（確度が高くない）</li> <li>・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施。</li> </ul>
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> </ul> <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。）</li> <li>・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。</li> <li>・渡航が可能となった段階で現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,000人</li> <li>・収容遺骨概数 20,200柱</li> <li>・未収容遺骨概数 800柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> <li>①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。</li> <li>②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。</li> <li>③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,400人</li> <li>・収容遺骨概数 6,900柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> </ul> <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> </ul> <p>※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> <li>①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。</li> <li>②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑨

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアン（西部ニューギニア等）を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 84,400人</li> <li>・収容遺骨概数 44,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、駐インドネシア大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月21日、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。</li> <li>・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により派遣を中止し、それ以後も同理由により派遣を行うことができない状況であった。</li> <li>・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。</li> <li>※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定）を行うことができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシアの機関において、科学的な鑑定を行うよう調整するとともに、提出した今後の遺骨収集活動計画に基づき、早期に現地調査・遺骨収集を実施していく。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 518,000人</li> <li>・収容遺骨概数 148,530柱</li> <li>・未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	<p>&lt;協力覚書締結後の遺骨収集事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進め、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月より事業を再開した。</li> <li>※平成30年度：現地調査2回（ルソン島） 令和元年度：現地調査1回（ルソン島）</li> <li>・協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に検体を採取し日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている（検体以外の部位はフィリピン国立博物館（以下「NM」と記載）に保管）。</li> <li>・令和3年7月に、フィリピン外務省等関係機関とオンラインによる「計画会議」（当該年度の事業内容を説明する会議）を開催し、新たな遺骨収容・鑑定プロセス等を説明。</li> <li>・令和4年6月に、現地に職員を派遣して「計画会議」を実施し、令和4年度の事業計画案を説明。同年11月には事業計画案に基づきルソン島において現地調査を実施した。</li> </ul> <p>&lt;日本送還済みの遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> </ul> <p>&lt;NM保管遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書以前に収容され、NMに保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨）については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;協力覚書締結後の遺骨収集事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、フィリピン側と調整のうえ、2回目の現地調査を実施予定。</li> </ul> <p>&lt;日本送還済みの遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。</li> </ul> <p>&lt;NM保管遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き形質の確認作業を実施し、検体採取後、DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(12件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。  (ノモンハン<モンゴル側>) ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォツゼ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・本地域においては、ウォツゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島(米軍基地)の立入調査には米軍側の許可が必要。	・現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 ・令和4年8月、外務省及び在バングラデシュ日本国大使館に事業説明を行い、遺骨収集の実施に向け、英連邦戦没者墓地委員会本部及びバングラデシュ政府等と調整を行っている。	・バングラデシュ政府等との調整がつき次第、早期に現地調査・遺骨収集を実施する予定。

## 各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 2,600人</li> <li>・収容遺骨数 320柱</li> <li>・未収容遺骨概数 2,280柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。</li> <li>・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。</li> <li>・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側（在京米国大使館（令和3年12月、令和4年6月）、アラスカ陸軍工兵隊等）と支払等に関して具体的な調整を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。</li> </ul>
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。</li> <li>・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和4年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
<p>地域不明</p> <p>※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。</li> <li>・令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。</li> <li>・その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の検体（2柱相当）を本邦に送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。</li> </ul>
<p>その他</p> <p>海外資料調査 (米国海軍設営隊資料館)</p>	<p>取得した資料のデータ整理中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。</li> <li>・米国海軍設営隊資料館における資料調査は平成27年7月に申し入れたが、日本人戦没者の埋葬等に関する資料は機密扱いとなっていた。</li> <li>・令和2年4月に機密解除となったが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により同館における資料調査は実施できなかった。</li> <li>・令和4年10月23日～11月8日に第1次資料調査派遣を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した資料から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・分析し、有効な遺骨情報を収集する。</li> <li>・令和5年1月に第2次資料調査派遣の実施を予定している。</li> </ul>

# 米国DPAA 第1回科学サミット(Scientific Symposium in Hawaii)

## 1. 日程・参加者等

- 2022年9月19日～23日の日程で、遺骨収集の関係国をDPAA(ハワイ)に招待し、対面開催  
(当初2020年4月開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期)
- 参加者は、11のインド太平洋及びヨーロッパの国・機関から、歴史研究、人類学、法医学等専門家が出席  
(米国・DPAA、日本、韓国、オーストラリア、パラオ、ベトナム、インド、マレーシア、インドネシア、フィリピン、オランダ)

## 2. 開催目的・プレゼン内容等

- 開催の目的は、
  - ・ 遺骨収集の関係各国とこれまでの取組内容を共有し、各機関間での科学的な協働を発展させること
  - ・ 遺骨収容と身元特定の最良事例、プロセス等について議論・意見交換を行うこと
- 日本のプレゼン内容は、
  - ①日本の戦没者遺骨収集事業の経緯(厚生労働省)
  - ②日米共同鑑定に同行している人類学者による人類学的鑑定の概要(巻島 遺骨鑑定専門員)
  - ③遺骨の所属集団判定・次世代シーケンサを用いたSNP分析の概要(国立科学博物館 篠田館長、神澤DNA鑑定等専門員)

(参考) 米国DPAAと厚生労働省のこれまでの主な連携

- DPAAとの間で、協力覚書の締結(2019年4月18日)
- ビスマルク・ソロモン諸島における日米共同鑑定(2018年9月、2019年12月)
- 加藤厚生労働大臣DPAA訪問(2020年1月)
- キリバス共和国タラワ環礁で収容されたDPAA管理下のアジア系遺骨2柱の身元特定・返還(2020年11月)
- DPAAオンライン開催「科学シンポジウム」参加(2021年5月)
- パラオ諸島における現地調査へのDPAAのオブザーバ参加(2022年7月)

## 戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

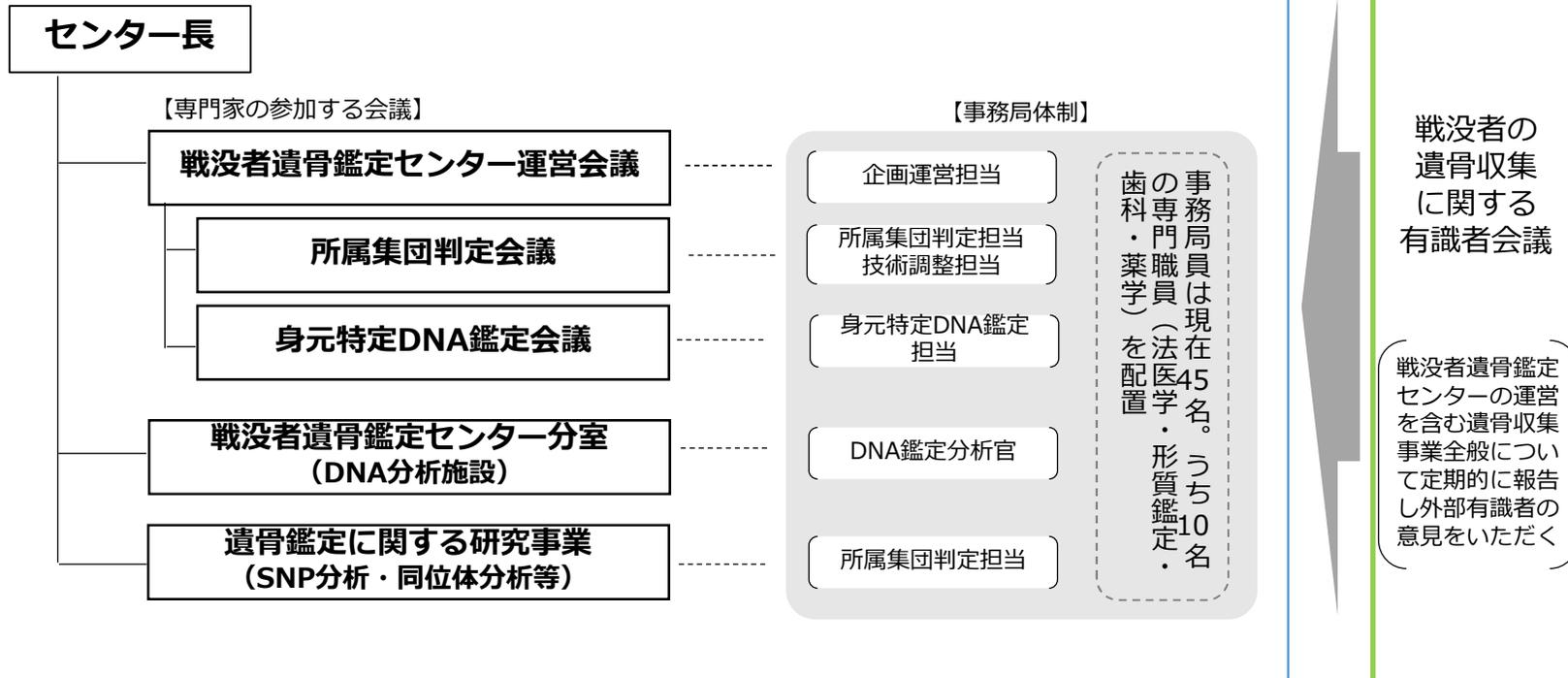
# 戦没者遺骨鑑定センター（概要）

## 業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
  - ・日本人か否かの所属集団判定（形質鑑定、DNA鑑定）
  - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
  - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

## 戦没者遺骨鑑定センターの体制

※社会・援護局に設置（令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ）



# 戦没者遺骨鑑定の実施状況等について

## 1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

○ 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を特定し、関係遺族に連絡。遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施

○ 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果(※)を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施

(※)令和2年度に、硫黄島の遺骨2柱、キリバス共和国タラフ環礁の遺骨2柱の計4柱(いずれも手掛かり情報なし)について、身元を特定

○ 平成15年度から令和4年12月末までに遺族から6,767件の申請を受理(うち対象地域拡大に伴う申請は1,515件)

(実績)

身元特定	審議件数(平成15年度～令和4年12月)	
	4,685件	身元が判明 1,224件

## 2 戦没者遺骨の所属集団判定

○ 戦没者遺骨の所属集団判定については、令和2年度から、DNA分析結果等を踏まえた判定を実施

○ 日本人の可能性が低いと判定した遺骨については、今後相手国政府と返還協議を実施

○ DNAの著しい劣化等により判定不能な遺骨は、国立科学博物館において次世代シーケンサによるSNP分析(※)を実施。遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案して所属集団を判定

(※)SNP分析:劣化したDNA断片からDNA配列を分析。出土人骨の分析にも活用

○ 令和4年度から同位体分析の遺骨鑑定への活用に関する研究事業を実施し、日本人に関する同位体データ等を検証

(実績)

所属集団	審議件数(令和2年度～令和4年12月)		
	7,314件	日本人遺骨 5,821件	判定不可 1,393件

## 3 戦没者遺骨の鑑定体制の強化

○ 戦後80年近くが経過し遺族が高齢化する中で一柱でも多くの遺骨の身元を早く特定することが必要であることに加えて、令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び実施体制の抜本的な見直し」を受けて、日本人と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、遺骨の科学的鑑定体制の強化が必要

○ 鑑定機関(12大学)に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図る。

# 令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

## 1. 身元特定DNA鑑定会議（戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について）

- 令和4年度は身元特定DNA鑑定会議を3回開催。554件の鑑定結果を審議した結果、14件について身元が判明した。
- そのうち、手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、新たに1件について身元が判明した。

## 2. 所属集団判定会議（戦没者遺骨の所属集団の判定状況について）

- 令和4年度は所属集団判定会議を3回開催。1,944件を審議した結果、「日本人の遺骨である」が1,787件、「判定不可」が153件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が4件となった。
- そのうち、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施したものが、33件（「日本人の遺骨である」が23件、「判定不可」が10件）となった。

		(令和3年度末時点件数)	(令和4年12月末時点件数)
身元の 確認状況	身元が判明した遺骨	1,210	1,224
	身元が否定された遺骨	2,921	3,461
所属集団の 確認状況	日本人の遺骨	4,034	5,821
	判定不可の遺骨 <sup>※1</sup>	1,481 うち所属集団判定会議 における判定：1,240	1,634 うち所属集団判定会議 における判定：1,393
	日本人である可能性が低い遺骨 <sup>※2</sup>	556 うち所属集団判定会議 における判定：96	560 うち所属集団判定会議 における判定：100

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件を含む

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

# 所属集団判定会議においてSNP分析結果等を含めた総合的な判定を実施した事案

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	委託事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
沖縄県	平成24年5月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 2	残余検体なしで分析不能 2	日本人遺骨である 2
東部ニューギニア（オロ州）	平成12年11月 平成15年10～11月 平成22年11月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 26	日本人 2 SNP分析による判定不能 17 残余検体なし、または検体不良で分析不能 7	日本人遺骨である 16 判定不可 10
東部ニューギニア（東セピック州）	平成12年10～11月 平成25年1月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 5	日本人 4 SNP分析による判定不能 1	日本人遺骨である 5

## 次世代シーケンサによるSNP分析結果等を含めた総合的な判定の結果、「判定不可」となった事案

- 10件は、いずれもY-STR型・mtDNA塩基配列の解析不能で、検体不良でSNP分析ができない、またはSNP分析をしたが判定不能という分析結果
- うち1件については、遺骨収容時の報告書によれば「相手国政府によって発見されたもので、日本人と思われる」と記載されているが、記載内容を裏付ける事実等が確認できず、また総合的にみて日本人遺骨と判定する科学的根拠が確認できないため、判定不可という結論

（参考：前回の運営会議・有識者会議資料からの抜粋）

SNP分析を実施した事案については、現在の遺骨収容・鑑定プロセス上、STR型を基本とした分析等とあわせて、所属集団判定会議における総合的な判断を経て、その所属集団の判定を行うこととされている。

SNP分析結果を活用した所属集団判定の結果については、今後の戦没者遺骨鑑定センター運営会議において報告する。

# 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について

## 【令和4年度における広報の取組】

- 政府広報など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請をご案内
- 令和4年度からの新たな取組みとして、援護年金受給者や恩給受給者の方に送付される受給額のお知らせにリーフレットを同封し、関係する御遺族の方へ直接案内をご連絡

## (実施した広報)

- 令和4年6月に援護年金や恩給受給者を対象として、受給額のお知らせにリーフレットを同封
- 令和4年7月に政府広報による全国紙・ブロック紙及び地方紙(計73紙)へ新聞広告
- 令和4年8月から、
  - ・ 日本遺族会の広報紙への掲載
  - ・ 地方自治体の広報紙への掲載
  - ・ 地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置
  - ・ (公社)全国老人福祉施設協議会の協力を得て、介護施設にポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和4年9月に、全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙(計10紙)へ新聞広告
- 令和4年12月に沖縄県庁においてDNA鑑定個別相談会を開催
- 令和5年1月に地方紙(計60紙)へ新聞広告

(厚生労働省ポスター・リーフレット)



**戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内**

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域

(50音順)  
※令和5年1月現在までの状況。他の地域もご遺骨の検体が採取され、DNA鑑定を実施します。

硫黄島 インド インドネシア (西部ニューギニア含む) 沖縄 樺太 旧ソ連等 旧ソ連、モンゴル タイ	中部太平洋地域 ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メロニア島 東部ニューギニア ノモンハン ビスマルク・ソロモン諸島 フィリピン ミャンマー(ビルマ)
--	--

**DNA鑑定料は国が全額負担します。**

厚生労働省問い合わせ先 **03-3595-2219** 受付時間(平日のみ) 9:30~18:00

詳細はホームページをご覧ください

申請についてお悩みの方や、施設地が不明の方などもまずはご相談ください。



# 厚生労働省DNA分析施設の設置（国内鑑定体制の強化）

- ・ 戦没者の遺骨は長年地中等にあり状態が悪く、遺骨に僅かに残るDNAを手掛かりに、DNA情報の分析（型判定）や遺族と共有するDNA情報を分析（マッチング）するなど、戦没者遺骨のDNA鑑定には高い技術水準と専門性が求められる。
- ・ 一方で、遺族が高齢化している中で一柱でも多くの遺骨の身元を判明することが重要であり、また、送還した検体が日本人の遺骨と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、国内の鑑定体制を強化する。

## 分析施設の設置

- 戦没者遺骨のDNA鑑定を鑑定機関（大学）に個別に委託実施することに加えて、厚生労働省も専門家を雇用し、令和4年9月に「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を設置
- DNA分析施設では、遺骨からDNA抽出、DNA情報の分析（型判定）、遺族DNA情報の分析（マッチング）など、鑑定に必要な作業を自前で実施
- 鑑定機関（大学）は、引き続き鑑定作業に加えて、DNAが抽出しにくい事案や型判定が難しい事案の研究や分析の深掘りなどに取り組む

〔厚生労働省DNA分析施設の設置による国内体制の強化〕

### 鑑定件数の増加

戦没者遺骨の鑑定件数について、分析施設と鑑定機関により、今後3年間で現在の水準の1.5倍にあたる約3,600件を鑑定する体制とする

（過去3年間）

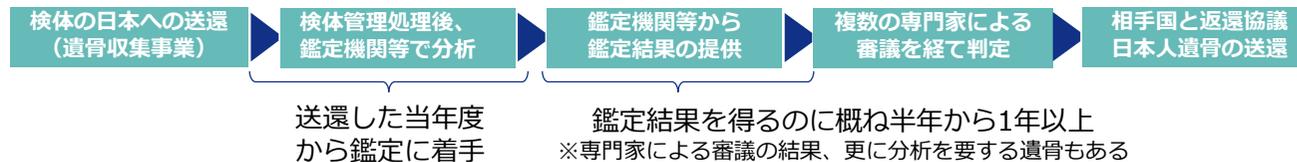
鑑定機関
2,400件（年平均800件）

（今後3年間）

厚労省分析施設 + 鑑定機関
3,600件（年平均1,200件）

### 鑑定の迅速化

遺骨検体を日本に送還した後、直ちに鑑定に着手する体制とする（早ければ令和5年度内に送還した検体から当年度中に鑑定に着手し、遺骨全体の早期送還の実現を図る）



### 鑑定技術の共有

鑑定機関と、DNA分析施設における分析内容や新たな鑑定技術の共有を図り、国内の科学的鑑定体制を強化する

## 分析施設の概要

- ・ 都内に設置。3室構成。核酸抽出・精製装置、PCR増幅器、DNAシーケンサ、エアシャワー等を配備

（分析施設の作業工程）



# 戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について

## 1 戦没者遺骨の鑑定体制の強化について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定は、南方地域における遺骨検体数の増加が見込まれる中で、鑑定に時間を要する難しい事案も増えることが想定される。
- 日本人の遺骨と判定しなければ遺骨全体の送還が実現しないため、検体が日本に送還された後に直ちに遺骨の分析に着手できるよう、令和4年9月に厚労省において専門家を雇用し分析施設を設置。分析施設と鑑定機関により、早ければ令和5年度内に送還した検体から当年度中に分析に着手し、遺骨全体の早期送還の実現に繋げる。
- また、運営会議・有識者会議における指摘を踏まえ、将来的には、国立科学博物館において委託実施している次世代シーケンサを使用したSNP分析について、DNA分析の一部を分析施設が担うなどの分析体制を検討する。

## 2 戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

事業開始	事業名	実施機関
令和2年度	①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業	国立科学博物館
	②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業	国立科学博物館
令和3年度	③身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究	関西医科大学等
令和4年度	④戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究	東京大学総合研究博物館

### 【各事業の概要】

- ① 現在までに795件を分析（分析中を含む）。令和4年12月から、形質鑑定や埋葬地情報、STR型を基本とした分析結果等の従来の情報にSNP分析結果を参照情報として追加して、専門家による総合的な判断を実施
- ② これまでに新たに2名の形質鑑定人を養成。今後、遺骨収容事業に協力いただく予定
- ③ 令和5年度までの3か年の研究事業
- ④ 実際に収容した遺骨を用いた炭素・窒素安定同位体比分析結果や放射性炭素同位体の年代測定結果や分析手順等を専門家により検証

# 遺骨・遺族データのスクリーニングに関する専用ソフトウェアの開発 (身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究)

## ①研究の背景

- 平成28年度から遺骨検体から抽出したDNAデータを全てデータベース化ソフトウェア（DNA-VIEW）を用いて遺骨と遺族のDNAデータのスクリーニングを実施して、血縁候補となる遺骨・遺族の座位ごとの尤度比を算出するとともに、個別にDNAデータを確認
- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、遺族との続柄から、常染色体のほかY染色体やmtDNA塩基配列の分析が必要だが、現在のソフトウェアは常染色体のみ対応で、それ以外は目視
- 令和元年8月、厚労省内の検討会「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間取りまとめにおいて「遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進」について指摘されたこと等を踏まえ、効率的なスクリーニングの実現のため、令和3年度から研究に着手

## ②研究の概要

- 研究課題は、「身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する研究」
- 「戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルの作成（効率の良いDNA抽出方法の実現）」と「戦没者遺骨と遺族データから該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトウェアの開発」を目的に、令和5年度まで3年間の研究を実施
- 研究代表者は、関西医科大学。他に6つの鑑定機関が研究分担者として参加

### (新たなソフトウェアの特徴)

- ①常染色体（STR21座位）のほか、Y染色体上のSTRとmtDNA情報を用いて分析
- ②戦没者遺骨は経年劣化によりDNA情報が欠落（ドロップアウト）しているケースが多いことを踏まえ、血縁関係のスクリーニングでは、ドロップアウトを想定して分析

## ③今後の予定

- 現在、日本人データから生成した模擬DNAデータをもとに、ソフトウェアの精度検証を実施
- 令和5年度は、実際の遺骨と遺族のDNAデータ（匿名化情報）を用いて、現在用いているソフトと併走しながら、新たなソフトウェアの実用化に向けた検証を実施
- 戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルとあわせて、より効率的で迅速なDNA鑑定を実施

**(参考資料)**

## 鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体数の推移

令和4年12月末現在（単位：件）

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考) 鑑定機関数
平成29年度	202	191	11機関
平成30年度	330	397	11機関
令和元年度	768	502	12機関
令和2年度	955	553	12機関
令和3年度	684	754	12機関
令和4年度	1,213	1,519	13機関

(注) 上記件数には、再分析した件数を含む。また、令和4年度の件数には、現在DNA抽出中のものを含む

# 戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について①

## 身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。 ※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは手掛かり情報がある件数

(令和2年度)

### 1 第1回会議 (令和2年7月29日開催)

- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件（うち手掛かり情報なし1件）。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 2 第2回会議 (令和2年9月29日開催)

- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。

### 3 第3回会議 (令和2年12月22日開催)

- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件（うち手掛かり情報なし2件）。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 4 第4回会議 (令和3年2月17日開催)

- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 5 第5回会議 (令和3年3月23日開催)

- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

## 戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について②

(令和3年度)

### 6 第6回会議(令和3年6月22日開催)

- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 7 第7回会議(令和3年9月22日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 8 第8回会議(令和3年12月15日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件(注1)。血縁関係の確認ができなかったものが105件。  
(注1) 前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

### 9 第9回会議(令和4年2月9日開催)

- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件(注2)。血縁関係が確認できなかったものが112件。  
(注2) 第9回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については、第10回会議で結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

### 10 第10回会議(令和4年3月23日開催)

- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

(令和4年度)

### 11 第11回会議(令和4年6月22日開催)

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが5件(注3)。血縁関係が確認できなかったものが178件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注3) 第7回及び第8回会議で血縁関係の確認できたものと同一個体であることが確認できた1件、複数の個体があり、そのうち一部の個体について再度分析等した上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件を含む。

### 12 第12回会議(令和4年9月14日開催)

- 174件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件(注4)。血縁関係が確認できなかったものが164件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注4) 前回の第11回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

### 13 第13回会議(令和4年12月21日開催)

- 238件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが9件(注5)。血縁関係が確認できなかったものが198件。31件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注5) 手掛かり情報なしの遺骨との間で鑑定を行った1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

# 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果を審議した結果

令和4年12月末現在（単位：件）

年 度	身元が判明	身元判明に至らない	審議件数
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	14	540	554
<b>計</b>	<b>※1,224</b>	<b>3,461</b>	<b>4,685</b>

※身元判明数の地域別内訳：旧ソ連地域：1,193 南方等：31

# 戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について①

## 所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(令和2年度)

### 1 第1回会議 (令和2年7月31日開催)

- 所属集団判定会議について  
当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。
- 日本人遺骨の判定について  
国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

### 2 第2回会議 (令和2年10月2日開催)

- 日本人遺骨の判定について  
STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。
- カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について  
令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

### 3 第3回会議 (令和2年12月3日開催)

- ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

### 4 第4回会議 (令和3年3月10日開催)

- 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

## 戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について②

(令和3年度)

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議(令和3年9月13日開催)

- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

7 第7回会議(令和3年12月20日開催)

- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国(ウェーク島)、ミクロネシア(ウォーレイアイ環礁)の遺骨の検体について判定が行われた。

8 第8回会議(令和4年1月11日開催)

- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。

9 第9回会議(令和4年3月28日開催)

- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和4年度)

10 第10回会議(令和4年6月30日開催)

- ロシア、カザフスタン、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

11 第11回会議(令和4年10月12日開催)

- ロシア、トルクメニスタン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

12 第12回会議(令和4年12月27日開催)

- モンゴル、ロシア、マリアナ諸島、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、沖縄、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

# 所属集団判定会議において審議した判定結果

令和4年12月末現在（単位：件）

年度	判定会議	日本人遺骨	日本人遺骨の可能性が低い	判定不可	合計
令和2年度	第1回				999
	第2回	12	2	0	
	第3回	130	0	44	
	第4回	687	38	86	
令和3年度	第5回	606	0	444	4,371
	第6回	1,022	0	165	
	第7回	608	29	154	
	第8回	550	26	129	
	第9回	419	1	218	
令和4年度	第10回	489	0	78	1,944 (33)
	第11回	624	4	21	
	第12回	674(23)	0(0)	54(10)	
合計		5,821(23)	100(0)	1,393(10)	注1 7,314 (33)

(注1) 合計件数は、これまでに所属集団判定会議において審議した累計件数である（再審議分を含む）。

(注2) ( ) 内の数は、SNP分析結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数を示す。

(注3) 上記の表に掲載された審議件数のほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シーケンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の判定を行うこととしていた。

# 地域別保管検体数

令和4年12月末現在（単位：件）

収集地域	検体数
旧ソ連	6,881
モンゴル	624
樺太	67
ノモンハン	85
硫黄島	752
沖縄	1,312
フィリピン	47
インドネシア	29
タイ	1
インド	18
ミャンマー	188

収集地域	検体数
東部ニューギニア	277
ビスマーク・ソロモン諸島	844
マリアナ諸島	966
パラオ諸島	218
マーシャル諸島	63
ギルバート諸島（タラワ）	183
ウエーク島	6
トラック諸島	21
メレヨン島（ウォーレアイ）	6
ツバル	1
不明	17

※保管検体数とは、遺骨収集にて採取し厚労省が保管している検体。  
（鑑定機関において鑑定中の検体を含む）

<b>合 計</b>	<b>12,606</b>
------------	---------------

## 戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）について

### 1. 分析施設の目的

- 戦没者の遺骨は長年地中等にあり保存状態が悪く、身元特定には遺骨に僅かに残るDNAを抽出し、それを複製・増幅させ、遺族のDNA情報とあわせてDNA鑑定を実施している。
- このように戦没者遺骨のDNA鑑定には適切な技術水準と高い専門性が求められるため、現在12の鑑定機関（大学）において、DNA鑑定を委託実施している。
- 12鑑定機関におけるDNA鑑定に加えて、戦没者遺骨の科学的鑑定体制を整備・強化するため、厚生労働省社会・援護局「戦没者遺骨鑑定センター」に、厚生労働省がDNA鑑定（検体からDNA抽出、DNA情報の判定、遺骨と遺族それぞれのDNAとのマッチング）を実施する分析施設を設置し、令和4年9月16日付で稼働した。
- 分析施設において戦没者遺骨の鑑定実績を積み重ね、鑑定機関と分析内容等を共有し、科学的鑑定体制の強化を図る。

### 2. 分析施設の概要

#### (1) 分析施設の場所

- ・ 厚生労働省本省周辺にある民間施設(※)の1室を借り上げ(必要な改装工事を実施)  
(※)東京都江東区新木場にある民間施設「三井リンクラボ新木場1」
- ・ 敷地面積は約100㎡。  
①事務室 ②検体からDNAを抽出するための室(Extraction lab) ③DNAを増幅し分析するための室(PCR lab)

#### (2) 分析施設に設置する検査機器等

- ・ 核酸抽出・精製装置(DNA抽出)
- ・ DNAシーケンサ(DNA配列等を解析)
- ・ エアシャワー(室内への汚染物の持込を防止) など
- ・ PCR増幅器(DNAを複製・増幅)
- ・ フリーザー(試薬等の保管)

#### (3) 分析施設に配置する専門職員

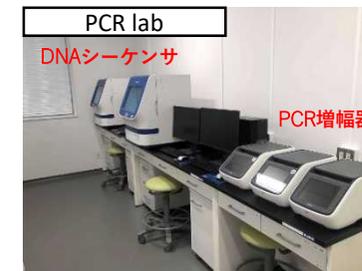
- ・ DNA鑑定分析官(東京慈恵会医科大学 福井謙二氏)と検査技師2名  
(参考) 分析施設におけるDNA鑑定プロセス

検体の破碎・脱灰  
タンパク質分解等

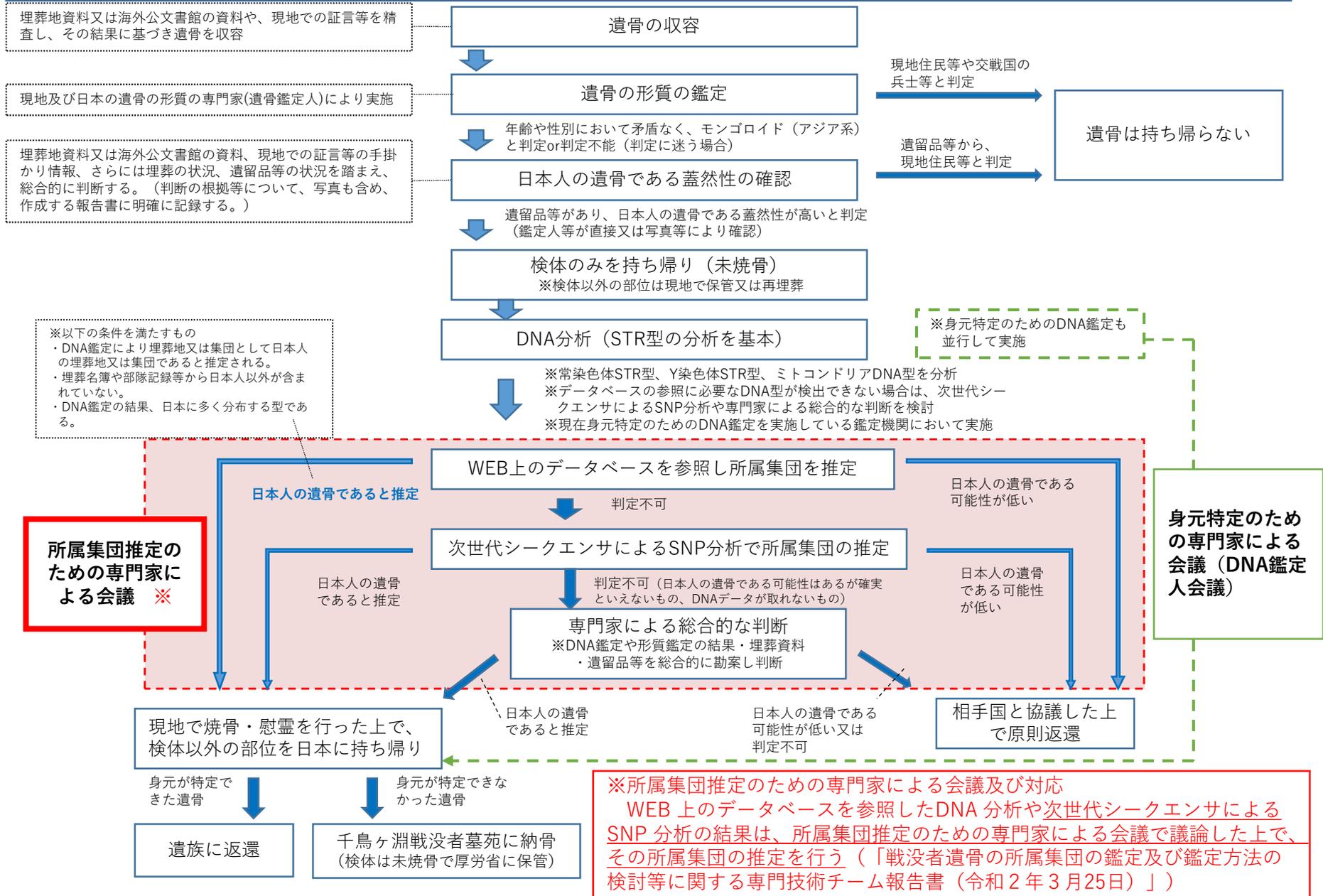
DNA抽出  
PCR増幅

DNA配列・STR  
型等の解析

個人識別鑑定



# 現在の遺骨収容・鑑定プロセス



厚生労働省社会・援護局  
事業課  
最終改訂：令和4年4月1日

## 戦没者遺骨収集等における手順書

先の大戦により海外（沖縄、硫黄島を含む）で死亡した我が国の戦没者は約240万人に及ぶが、これらの戦没者の遺骨のうち収容又は本邦に送還されたものは、約128万柱にとどまっている。

いまだ異郷の地に約112万柱の戦没者遺骨が残されているが、戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある。

戦後70年余を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは国の重要な責務である。

戦没者の遺骨収集に従事する者は、戦没者の遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ日本人戦没者の遺骨の収集を行うことが重要であり、戦没者の遺骨の尊厳をお守りした上で、使命感を持ち全力で取り組むものとする。

また、戦没者の遺骨収集に従事する期間を通じ、気を緩めることなく、従事者全員が協力し合い、目的を達成できるよう努め、遺骨収集事業を安全に遂行できるよう心がけなければならない。

戦没者の遺骨収集については、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和2年5月21日公表）を踏まえ、基本的には、①現地住民や交戦国の兵士等の遺骨の可能性を常に考慮し、現地において、日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判定し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体のみを持ち帰ること。②持ち帰った検体によりDNA鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨の上、日本に送還すること。③送還した遺骨は遺骨の身元特定に努め、関係遺族に身元の判明した遺骨を伝達すること等のプロセスで行うこととしている。

## 1 手順書の遵守

- (1) 遺骨収集派遣団員は、派遣前に毎回、本手順書を確認することとし、派遣期間中はもとより、派遣前及び派遣後において準備・報告等遺骨収集事業に従事する際は、本手順書に従い行動すること。
- (2) 但し、既に収集相手国との間で、協定や覚書等により当該相手国の地域における遺骨収集の方法について特別な定めがある場合、当該特別な定めに従って遺骨収集を行う必要がある。このような特別な定めがある場合、厚生労働省は、協定や覚書等の解釈の範囲内で本手順書の取扱いに即した手順とすることを検討し、必要な場合には、当該特別な定めの見直しのために相手国との間で協議を行うことも含め、できる限り本手順書に沿った対応ができるよう調整を行う。
- (3) 個別の派遣において、地域の特殊事情等により本手順書によりがたい事態が生じた場合は、遺骨収集派遣団長の判断で適切な代替措置を講じることができる。代替措置を講じた場合、派遣団長は措置の内容及び措置を講じた理由等につき、帰国後速やかに厚生労働省に報告すること。（厚生労働省は報告を受け、代替措置が適切であったか確認を行う。）  
派遣団長は、判断に迷う事態が生じた場合、速やかに日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「推進協会」という。）事務局（又は厚生労働省）へ連絡すること。  
なお、連絡を受けた推進協会事務局は厚生労働省と協議して対応を決定し、派遣団長に対し指示を行うこと。派遣団長が厚生労働省職員である場合は、厚生労働省に連絡し、指示を受ける。
- (4) 遺骨収集派遣団に同行する厚生労働省の指導監督職員は、作業全体の監督を行い、本手順書に沿った対応がなされているか適切に把握し、派遣団長に対し、必要な助言・指導等を行う。

## 2 現地調査等における遺骨収容場所の決定

- (1) 現地調査派遣団は、厚生労働省が保管する埋葬地資料、海外公文書館の資料等や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、遺骨収容場所の調査を行う。  
現地調査においては、戦史や部隊記録などから見た埋葬場所等の妥当性、複数の証言がある場合に様々な資料と照らし合わせた証言の妥当性、現地政府等の見解、遺骨鑑定人の意見など、実施した調査結果を記録として残し、報告書を提出する。  
厚生労働省は、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を分析した上で遺骨収容場所を決定する。
- (2) 遺骨の鑑定（「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」参照。）は、日本側の遺骨鑑定人（人類学者、法医学者、考古学者等の学識者。以下同じ。）が同行する現地調査、遺骨収集において最終的な判断を行う。日本側の遺骨鑑定人が同行しない現地調査において現地鑑定人が遺骨の鑑定を行う場合には、派遣団長等（分派する場合の班長を含む。以下同じ。）は戦没者以外の人骨（現地の人々の遺骨など）や獣骨も含め調査の対象とした遺骨等について、

記録写真や埋めた場所等の記録を残し、その後に行われる日本側の遺骨鑑定人の鑑定に備える。

なお、現地調査の後に同地域への派遣が予定されない場合などは、帰国後国内で日本側の遺骨鑑定人が記録写真や埋めた場所等の記録の確認を行う。

- (3) 遺骨収集には、原則日本側の遺骨鑑定人が同行するが、現地調査においても、厚生労働省又は推進協会が日本側の遺骨鑑定人の同行が必要と判断する場合には、厚生労働省と推進協会は協力し可能な限り日本側の遺骨鑑定人が同行できるよう調整する。現地調査において日本側の遺骨鑑定人が鑑定した遺骨であって、厚生労働省に遺骨鑑定書が提出されているものについては、遺骨収集時には鑑定を要しないこととする。

### 3 遺骨収集作業前準備

#### (1) 土地使用許可・掘削手続等

##### ア 地権者の了解等

相手国政府等の許可は、事前に厚生労働省で取得するが、地権者の了解は現地で取得する場合もある。そのような場合は、派遣団長等が私有地、公有地の如何に関わらず事前に了解を取得すること。

なお、作業期間に係る土地使用料を要求された場合は、現地の物価や過去の事例との均衡等を考慮し価格を決定すること。

##### イ 掘削手続き

国、地域によっては、掘削するにあたり事前に相手国政府等の許可が必要な場合がある。私有地、公有地の如何に関わらず事前に了解を取得することを原則とする。

#### (2) 作業員の雇上げ、重機の手配

##### ア 作業員の雇上げ

現地作業員を監督する者を必ず1名確保する。

遺骨収集の作業量を勘案し、必要な作業員の員数を決定する。

##### イ 作業員や重機の手配等

必要な作業員や発掘道具、重機等を旅行代理店等へ依頼する。

なお、この際には、複数の業者から見積もりを取るなど適正な経費執行に努める。また、現地行政府に依頼する場合は単価交渉に努めること。

#### (3) 遺骨の保管場所の確保

今般の遺骨収集事業の見直しにより、採取した検体について所属集団判定のためのDNA鑑定の結果が示されるまでの期間、遺骨は現地において安全に保管する必要がある。

ア 厚生労働省は外務省とも協議の上、遺骨収集の実施地域毎に在外公館での遺骨の保管が適当であるか検討し、適当である場合には、在外公館での遺骨の保管を依頼する。

イ 遺骨収集の実施地域が在外公館の所在地から遠隔地である場合など、在外公館での保管が適当でない場合には、厚生労働省は、在外公館を通じて相手国政府等に対し、遺骨の保管場所の確保について協力を依頼する。

- ウ 上記イの場合には、推進協会（又は厚生労働省）は在外公館と協力して、現地調査等において遺骨の保管場所を確保すること。その際は、保管期間が複数年にわたる可能性や盗難を受ける危険性も考慮すること。
- (4) 遺骨収集派遣団員に対する事前の説明  
遺骨収集派遣団は日本を出発前に、派遣団員に実施要領の送付、事前に説明する機会を設けるなどして、収容方法や遺骨収集の流れについて説明を行う。
- (5) 現地関係機関への事前説明  
厚生労働省においては、所属集団判定のためのDNA鑑定等の対応について、事前に相手国政府等の同意を得るものであるが、遺骨収集派遣団は、現地関係機関に対しても、以下の点について事前に説明する。
- ・ 遺骨収集を実施するに当たっては、現地の鑑定人（相手国の遺骨鑑定人等。以下同じ。）及び日本側の遺骨鑑定人による形質の鑑定等により、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に、遺骨の一部を未焼骨のまま検体として持ち帰り、日本人であるかに着目した所属集団判定のためのDNA鑑定等を行うこと。
  - ・ 検体以外の部位は現地の保管場所で保管するが、遺骨の尊厳を保つことが可能な安全で環境の良い場所である遺骨収集実施地域の公的機関での保管が望ましいと考えており、盗難を防ぐことや保管期間が複数年にわたる可能性も考慮し、可能な限り現地関係機関の協力を得たいこと。（在外公館で保管する場合にはその旨伝える。）
  - ・ 日本での所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨については、相手国政府等にその結果を報告し、日本への遺骨の送還について協議の上、必要な許可を得て、現地で焼骨の上、日本に送還すること。
  - ・ 日本における所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨は、検体の返還や現地で未焼骨のまま保管している遺骨の再埋葬等の対応について、現地関係機関と改めて協議すること。

#### 4 埋葬地等における遺骨収容作業

##### (1) 収容位置の確認及び目標杭等の設置は次によること。

ア 2(1)の現地調査等において遺骨収容場所を決定した資料等をもとに、埋葬位置（遺骨発見場所）を確認し、埋葬位置には目標となる杭等を設置するなど、埋葬位置図等の作成のための測量（距離計測）を行う。

イ 派遣団長等は収容作業開始時には、現地作業員を含めた派遣団へ作業手順等の説明を行う。

※ 現地作業員への説明は「5(2)現地作業員とのコミュニケーション」参照。

##### (2) 掘削にあたっては、試掘トレンチ（発掘場所において、地下の様子を確かめるためにうがった細長い試掘溝）を設定するなど、可能な限り考古学的方法を参考に行うこと。また、埋葬地等の周囲の状況や埋葬状況等につい

て必ず写真撮影を行うなど、日本人の埋葬地である判断の根拠となる情報を正確に残しながら収容作業を行うこと。

- (3) 試掘トレンチの設定や表土を掘削するために重機を使用する場合は、重機オペレータに指示する者を1名配置し、他の作業員を重機稼働範囲外で待機させるなど安全対策を図る。

なお、重機のバケットで遺骨を傷つけないよう十分注意すること。

- (4) 試掘トレンチの設定後や表土の掘削後は、遺骨の目視確認ができるよう丁寧に土砂を掘り進め、遺骨が目視確認できた段階で、日本側の遺骨鑑定人に報告し、埋葬位置や深さなど、埋葬状況を記録のうえ、日本側の遺骨鑑定人の確認を得たのち収容すること。

※ 「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」、

「7 DNA鑑定のための検体の採取」、

「8 収容遺骨の記録」、

「9 遺留品の取扱い」

参照。

- (5) 収容作業中、すでに収容した遺骨は、作業現場付近の派遣団員の目の届く範囲に仮安置し、現地作業員を含む派遣団全員へ保管場所を告知し、遺骨の保全に努めること。この際、遺骨番号の取違いや振り忘れなどが無いよう、特に注意すること。

※ 「10 遺骨及び検体の安全管理(2)」参照。

- (6) 収容作業が終了(概了)した収容箇所は、地表等に未収容の遺骨がないこと、及び埋葬状況を記録していることを確認のうえ、原状回復(整地作業)を行うこと。また、原状回復(整地作業)後はその状態を写真で記録(※)するとともに、可能な限り地権者に立会いを求め、原状回復が終了したことを双方で確認すること。

※ 立会人が原状復帰位置を指している写真を残しておくことが望ましい。

## 5 派遣団内の意思疎通

### (1) 認識の共有

派遣期間中は、日々のミーティングで情報共有及び意思疎通を図るものであるが、特に現地で問題が発生した場合などについては、派遣団長等はミーティングにおいて事実関係、判断経緯を説明し、派遣団内の情報共有、団員相互の意思疎通を図り、派遣団内で認識を共有できるよう努めること。

### (2) 現地作業員とのコミュニケーション

ア 派遣団長等は、現地作業員に対し、長年にわたり遺骨の帰還を待つ遺族の心情や遺骨に対する思いを説明し、遺骨収集事業の重要性を理解してもらえるよう努め、信頼関係を構築すること。

イ 派遣団長等は、現地作業員に対し、作業初日に遺骨収集作業の心構えや作業手順、作業上の留意事項について説明を行うこと。

ウ 派遣団長等は毎日作業開始前に朝礼(分派する場合には班ごとに実施)により現地作業員を含めた派遣団全員に作業上の留意事項を周知し、収

容した遺骨の尊厳及び検体の保全に係る留意事項の伝達を徹底すること。  
エ その際は、口頭のみならず、遺骨の尊厳及び検体の保全に係る留意事項を記載（絵図又は写真及び注意書き）したものを配布し、全ての作業員にわかりやすく説明し徹底させること。

## 6 埋葬地等における遺骨の鑑定

### (1) 遺骨の鑑定

ア 埋葬地等における遺骨の形質の鑑定は、現地及び日本側の遺骨鑑定人が行う。

イ 日本側の遺骨鑑定人は、

- ・ 収容された遺骨の人獣鑑別（人骨か、獣骨か）の判断を行う。
- ・ 人骨と判断されれば、一体のものか、それとも複数体混ざっているかの判断を行う。
- ・ 一体であれば、収容されている骨の部位を明らかにする。複数体であれば、同様に骨の部位や特徴等により柱数（人数）の判定を試みる。
- ・ 分けられた個々人の形質から、年齢や性別、所属集団（ヨーロッパ系、アジア系、アフリカ系）に関する情報を得る。
- ・ 派遣期間中にある場合は、派遣団員の求めに応じ、鑑定の経緯、鑑定結果を説明する。

ウ 派遣団長等は、現地鑑定人の意見も踏まえつつ、日本側の遺骨鑑定人と協議の上、埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断する。

- ・ 上記の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合には、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。（「7 DNA鑑定のための検体の採取」参照。）
- ・ 形質の鑑定やその他の状況（遺留品等）から現地住民等や交戦国の兵士等の遺骨と判定した場合は、遺骨は日本に持ち帰らない。

エ 遺骨鑑定における派遣団長等の業務

(ア) 派遣団長等は、日本側の遺骨鑑定人と鑑定作業手順、役割分担を調整し、派遣団内で共有、理解を図り、日本側の遺骨鑑定人が全ての遺骨を鑑定できるよう鑑定作業を管理する。また、鑑定作業手順、鑑定作業における役割を担う担当者の氏名を記録に残す。

(イ) 派遣団長等は、鑑定後の遺骨について戦没者遺骨とそれ以外を区分した結果を確認する。日本人戦没者以外の人骨や獣骨の取扱いについては、派遣団長等が現地関係機関や住民の代表者と協議のうえ、再埋葬等の取扱いを確実にを行う。

(ウ) 上記の協議結果に基づき日本人戦没者以外の人骨や獣骨を埋め戻す等の前に、派遣団長等は再度日本側の遺骨鑑定人の最終確認を得ることとし、再埋葬した場所等の状況を写真等で記録する。

(エ) 派遣団長等は、遺骨の鑑定作業については、他の作業に支障がない限り、希望する団員が鑑定作業に立ち会えるよう、派遣団内の調整を

図る。また、再埋葬等の取り扱いを行う場合にも、同様の調整を図る。その際、作業に立ち会う団員は自由に意見を述べながら、鑑定作業や再埋葬作業に参与することができる。

**オ 鑑定結果の記録等**

日本側の遺骨鑑定人は、人骨（選別した獣骨を含む）鑑定を行った全ての遺骨の鑑定結果と遺骨の写真を遺骨鑑定書に明確に記録する。

カ 厚生労働省と推進協会は、提出された遺骨鑑定書について相互に提供し、共有する。

**(2) 遺骨の収容状況及び個性性の判断**

派遣団長等は、日本側の遺骨鑑定人とも協議の上、【遺骨の収容状況】、【遺骨の個性性】について、次により区分する。

**ア 【遺骨の収容状況】の区分**

収容状況の区分は、次のとおりとする。

**(ア) 「個別」と区分する遺骨**

a 完全一個体の状態により単一で収容された遺骨。

(地上、洞窟(壕)、墓地(埋葬地)等の収容場所は問わない。)

b 完全一個体の状態ではなくても、二個体分以上の同一部位（例：右上腕骨が二本）が含まれない状態で収容され、原則、頭蓋骨、四肢骨（両上腕骨又は両大腿骨）、寛骨のいずれかが確認できる遺骨。

(地上、洞窟(壕)、墓地(埋葬地)等の収容場所は問わない。)

c 完全一個体の状態ではなくても、周囲の状況から個別と判断される遺骨。

**(イ) 「集団」と区分する遺骨**

上記以外。

**イ 【遺骨の個性性】の区分**

個性性の区分は、次のとおりとする。

(ア) 【遺骨の収容状況】にて「個別」と区分された遺骨は、すべての骨が同一個体由来と考え、「個性性あり」とみなすこと。

(イ) 同じ墓穴から二個体以上が収容されたため、【遺骨の収容状況】の区分は「集団」であるが、埋葬状態等から一個体分ずつ分けられる遺骨は、それぞれの一個体分を「個性性あり」として可能な限り分けて収容すること。

(ウ) 【遺骨の収容状況】で「集団」と区分した遺骨であり、埋葬状態等から一個体ずつに分かれていない場合であっても、二個体分以上の同一部位が混在しない頭蓋骨部分を含めた遺骨で（注）、DNA鑑定のための検体が直接採取できる場合（「7 DNA鑑定のための検体の採取」参照。）に限り、該当部分について「個性性あり」として区分すること。

その他の部分は、「個性性なし」としてまとめて収容すること。その際における収容の記録等については、「8 収容遺骨の記録（6）」及び「12 遺骨の送還及び焼骨（3）」を参照すること。

（注）「集団」の場合で上記（イ）に該当しない場合であって、

大腿骨のみなどの場合については「個性あり」と区分しない。

### (3) 遺骨の柱数の判定

ア 収容柱数の判定は、日本側の遺骨鑑定人が形質人類学的鑑定（最小個体数）により決定する。

イ 日本側の遺骨鑑定人が同行しない現地調査において、現地の鑑定人が遺骨の柱数を判定した場合でも、最終的な収容柱数の判定は、日本側の遺骨鑑定人が同行する派遣において、日本側の遺骨鑑定人が決定する。

なお、遺骨が前回以前の遺骨収容の取り残しと思われる場合は、柱数に計上しない。

ウ 上記ア、イにより収容柱数に計上されなかった遺骨は、「個性なし」の遺骨として取り扱うものとする。

その際における収容の記録等については、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「12 遺骨の送還及び焼骨(3)」を参照すること。

(4) 派遣団長等が日本側の遺骨鑑定人と協議の上、遺留品等の状況から、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断した遺骨であるが、日本側の遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出に適した検体の採取ができないため、現地で焼骨する対象とする。

その際における収容の記録、焼骨の時期等については、「個性なし」の遺骨として取り扱い、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「12 遺骨の送還及び焼骨(4)」を参照すること。

## 7 DNA鑑定のための検体の採取

「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」の手順において、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されたものは、以下の部位を検体として採取し、日本に持ち帰ることとする。検体部位の決定、採取は日本側の遺骨鑑定人が行う。

### 【検体採取部位】

#### (1) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

ア 「個性あり」と区分された遺骨

(ア) 採取する遺骨の部位（以下「検体採取部位」という。）は、歯に加え、四肢骨または側頭骨錐体部（頭蓋骨）のいずれかとする。（下記の優先順位）

a 歯

全ての植立歯（銀（金）歯などの治療痕がある歯も含む）を採取する。

b 四肢骨または側頭骨錐体部

(a) 四肢骨：大腿骨などの長くて太い骨（その他、脛骨、上腕骨）を一本程度採取する。

(b) 側頭骨錐体部：頭蓋骨から錐体の採取が見込める場合は錐体を含む頭蓋骨を持ち帰る（現地で錐体を切り出すことはしない）。

※ 状態の悪いものについては南方に準じて取り扱う。

- (イ) 上記(ア)の検体採取部位がない場合
  - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位(緻密な骨)
  - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
- イ 「個性なし」と区分された遺骨
  - (ア) 検体採取部位の全て及び最小個体数(同側同部位の遺骨の数など)を判断した部位。
    - ※ 四肢骨は、緻密質が厚い四肢の長管骨(大腿骨、脛骨、上腕骨)であって、外観上、しっかりとした原形をとどめた状態で残っているもの(朽ちていない状態のものが望ましく、脆い状態のものや遺骨の小片は検体には向かない。)のなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
    - ※ 最小個体数を判断した部位が検体採取部位以外の場合は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。
  - (イ) 上記(ア)の検体採取部位がない場合
    - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位(緻密な骨)及び最小個体数を判断した部位。
      - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
      - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。
- (2) 南方等旧戦闘地域
  - ア 「個性あり」と区分された遺骨
    - (ア) 検体採取部位は歯、四肢骨及び側頭骨錐体部(頭蓋骨)とする。
      - a 歯: 全ての植立歯(銀(金)歯などの治療痕がある歯も含む)を採取する。
      - b 四肢骨: 大腿骨などの長くて太い骨(その他、脛骨、上腕骨)を一本程度採取する。
      - c 側頭骨錐体部: 頭蓋骨から錐体の採取が見込める場合は、錐体を含む頭蓋骨を持ち帰る。(現地で錐体を切り出すことはしない)。
    - (イ) 上記(ア)の検体採取部位がない場合
      - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位(緻密な骨)
      - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
  - イ 「個性なし」と区分された遺骨
    - (ア) 検体採取部位の全て及び最小個体数(同側同部位の遺骨の数など)を判断した部位
      - ※ 四肢骨は、緻密質が厚い四肢の長管骨(大腿骨、脛骨、上腕骨)であって、外観上、しっかりとした原形をとどめた状態で残っているもの(朽ちていない状態のものが望ましく、脆い状態のものや遺骨の小片は検体には向かない。)のなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
      - ※ 最小個体数を判断した部位が検体採取部位以外の場合は、最

小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。

(イ) 上記の検体採取部位がない場合

日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）及び最小個体数を判断した部位

※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。

※ 検体数は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。

(注) 検体とする「歯」は植立歯とし、採取は、顎骨から直接抜去することを基本とする。抜け落ちて土中に散らばっているものは、他人のものが混入している可能性があるため、原則、身元特定のためのDNA鑑定のためには採取しない。（遺骨鑑定人により同一人の歯であると断定可能な場合を除く。また、所属集団の判定には用いることができるので、遺骨鑑定人の指示に従うこと。）

(3) 検体を採取する際の留意事項

DNA鑑定等を実施する際に、検体への汚染（コンタミネーション）防止措置として、検体の採取・整理は、次の方法によるものとする。

ア 遺骨のDNAは派遣団の人間によって汚染（コンタミネーション）される可能性があり、発掘時及び検体採取時には留意すべきである。検体を採取する際はマスクを着用すること。また、検体となりうる遺骨は発掘時から素手で直接触れないこと。遺骨に汗や唾液が付着しないよう留意すること。

イ 検体に付着した土砂は除去すること。

ウ 検体保管用の袋は透明のビニール袋（例えば、チャック付ビニール袋等。以下「検体袋」という。）に検体を入れ（カビや細菌によるDNAの断片化を防ぐため、乾燥した状態を保つこと。収納の際によく乾燥させる、ビニールの袋が密閉されないよう留意するなど）、検体整理番号を明記して確認した後、検体保管箱にまとめて納めるものとする。その際、検体袋及び検体保管箱には、遺骨と同一の記載（収容年度・派遣団名・地域名(埋葬地)・整理番号）を付すこと。

(4) 厚生労働省は、今後の検体採取部位の判断に資するため、DNA抽出の結果（可否）について、当該検体の採取に従事した日本側の遺骨鑑定人に対し情報を共有する。

## 8 収容遺骨の記録

(1) 収容された遺骨については、上記6により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された後速やかに（収容日当日）、派遣団長等はその収容状況を「遺骨整理表」（別紙1）に記録すること。

日本側の遺骨鑑定人は、「遺骨鑑定記録用紙」（別紙2）に記録するとともに、発見状況、全身の保存状況、遺骨の特徴（歯の治療痕等）等を示す写真を残すこと。

(2) 派遣団長等は、旧ソ連等抑留中死亡者の遺骨収集にあつては、遺骨を収

容した埋葬位置ごとに、適宜、番号を付すとともに收容位置が分かるように埋葬位置間の距離の情報を含む埋葬地の平面図を作成すること。

(3) 派遣団長等は、南方等旧戦闘地域戦没者の遺骨収集にあつては、その遺骨収集派遣地域ごと(例えば行政区画)に遺骨発見地域概見図を作成すること。

(4) 派遣団長等は、所有者を特定する手掛かりのある遺留品と同時に收容される(戦没者の絞り込みができ、ある程度の氏名が特定できるものを含む)など、特記事項がある遺骨については、その内容を「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」(別紙3)に記録するとともに、氏名判明につながる遺骨と遺留品の位置関係や該当部位について写真撮影を行うこと。

(5) 派遣団長等は、記録及び撮影を終えた遺骨については、個別に、收容年度・派遣団名・地域名(埋葬地)・整理番号を付した遺骨袋に納めること。

(6) 派遣団長等は、收容柱数として計上しない遺骨については、「個性なし」の遺骨とし、一つの遺骨袋に納め、收容年度・派遣団名・地域名(埋葬地)とともに「個性なし」であることを明記すること。

なお、【遺骨の收容状況】を「集団」と区分した遺骨で、二体分以上の同一部位が混在しない頭蓋骨部分を含めた遺骨で、DNA鑑定のための検体が直接採取できる場合に限り、当該部分について「個性あり」と区分した部分以外の「個性なし」の部分については、收容年度・派遣団名・地域名(埋葬地)の他に、「個性あり」と区分した対応する遺骨と同じ整理番号を付し「集団・個性なし」と明記すること。

## 9 遺留品の取扱い

派遣団が收容作業中に発見した戦没者の遺留品については、下記により取り扱うものとする。

(1) 遺留品は、所有者を特定する手掛かりとなる氏名等が記されているものに限り收容し、持ち帰ることを原則とする。

ただし、「個性あり」と区分しDNA鑑定用の検体を採取した遺骨とともに收容された遺留品については、DNA鑑定の結果、身元が判明した場合に、遺骨に付随した遺留品として遺族に伝達できる可能性があるため、氏名等が記されていない場合でも持ち帰る。

なお、收容当時既に劣化が進行し、原型を維持できない衣類等は、焼骨の際に遺骨と一緒に焼却する(燃えない材質のものは、派遣団員の心情にも配慮し丁寧に埋め戻すこと)。

(2) 遺留品を持ち帰る時期については、所有者を特定する手掛かりとなる氏名等が記されているものは、遺留品を発見した派遣時に持ち帰る。「個性あり」と区分しDNA鑑定用の検体を採取した遺骨とともに收容された氏名等の記されていない遺留品については、DNA鑑定等の結果、日本人と判定され遺骨を送還する際に持ち帰る。

(3) 遺留品は、個別に遺留品用の布袋(收容年度、地域名(埋葬地名)及び遺留品整理番号を付したもの)に入れること。

(4) 遺留品を当該遺留品の所有者であると推定できる遺骨とともに收容した

場合は、その遺骨を納めた遺骨袋と同一の整理番号を遺留品整理番号とすること。

- (5) 遺留品は、それぞれ「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」(別紙3)に必要な事項(遺骨番号及び主たる遺骨の部位(遺骨に付随した遺留品の場合)、発見場所、収容年月日、遺留品名等)を記入するとともに、写真撮影又は絵図の作成を行うこと。

なお、氏名等が記載されていない遺留品(DNA鑑定用の検体を採取した遺骨に付随する遺留品を除く)を持ち帰った場合は、氏名判明につながる理由を明記すること。

- (6) 遺留品の持ち帰りについて、相手国政府の了解が得られない場合には、現地において写真撮影を行い、「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」(別紙3)を作成し、国内での調査に供することとする。
- (7) 硫黄島戦没者の遺骨収容にあつては、厚生労働省の常駐職員又は掘削立会派遣団が遺留品を受領又は発見し、収容した場合についても、本要領に基づき実施すること。

(参考) 持ち帰る遺留品は、例えば以下に挙げるような戦没者が生前使用していたと思われる物品とする。

- ・ 印鑑、万年筆、御守、日記、手紙、写真、軍隊手帳、教本、名札、認識票等

(注) なお、各種法令によって日本への持込が制限されている物品(武器・弾薬類や検疫上の問題が生じるおそれがあると判断されるもの等)については持ち帰らない。

## 10 遺骨及び検体の安全管理

### (1) 突合作業

遺骨を収容した場合及び収容した遺骨から検体を採取する場合は、原則、収容現場で収容日当日のうちに「遺骨整理表」(別紙1)、「遺骨鑑定記録用紙」(別紙2)に記入し、派遣団長等は遺骨と検体が記録した表と合致しているかの突合作業を行うこと。収容日当日に突合作業が完了しない場合でも、派遣団長等は、収容日翌日から収容期間の作業終了日まで間に突合作業を確実に行うこと。

### (2) 収容作業中(昼)

収容した遺骨及び検体は、大切なものである旨の注意書(現地の言語など複数言語)を記載した立て看板や、当該注意書を付記した袋などにより、適切に保管する。

原則として、派遣団長・派遣団員を遺骨及び検体の管理者として定め、収集団員の目の届く範囲に置きしっかり見張ることとする。ただし、やむを得ない場合は、派遣団長等判断で現地作業員を管理者として任命することも可能とする。

### (3) 収容作業中(夜)、収容作業終了日以降

遺骨は、収容期間中の一時的な保管場所として遺骨保管用コンテナ等

の施錠可能な場所（必要に応じ夜間警備員を配置するなどの方法で万全を期すこと）又は宿泊施設において、大切なものである旨の注意書（現地の言語など複数言語）を記載した立て看板を立てるなどの方法により散逸防止に努め、適切に保管すること。また、検体についても、検体保管箱に納め丁寧に扱い、遺骨と同様の方法で適切に保管すること。

この際、例えば、棚を設けて白布を敷いた上に遺骨袋を置くなどにより丁寧に保管すること。

#### （４）遺骨の現地保管

收容作業終了後、現地に保管する遺骨については、所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果が出るまでの間、あらかじめ定めた現地の保管場所に保管すること。

### 1.1 検体の送還

（１）輸送用遺骨箱に検体保管箱を納めること。輸送用遺骨箱には、それ以外の物品等（遺留品を含む）を入れないこと。

なお、大腿骨など検体保管箱に納まらない大きさの検体は、検体保管箱に納めずに直接輸送用遺骨箱に納めても良い。輸送用遺骨箱には、收容年度・派遣団名を付し、輸送用遺骨箱の総数のうち、どの箱かわかるよう明記すること。（1／3、2／3、3／3等）

（２）輸送に当たっては、現地政府の衛生・検疫担当部局より衛生上問題ない旨の証明書の発行等必要な証明書の発行を求めること。

空港等においては、輸送用遺骨箱が開封されることのないよう空港等の係官へ説明し、理解を得るよう努めること。

（３）検体は、原則として派遣団が捧持するものとする。ただし、現地側の事情等やむを得ない理由により、派遣団が検体を捧持することができない場合は、捧持できない理由を厚生労働省に連絡し、現地関係機関に一時的な保管を依頼すること。

（４）派遣団は帰国後、検体及び遺留品を厚生労働省へ引き渡すこと。

なお、引き渡した検体及び遺留品については、厚生労働省担当者（管理担当者）、指導監督職員及び派遣団関係者が立ち会いのもと、検体及び遺留品、「遺骨整理表」（別紙1）、「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」（別紙3）の確認を行う。

（５）硫黄島から送還する検体にあつては、派遣団が收容した遺骨（未焼骨）と検体の全てを捧持し帰還する。

### 1.2 遺骨の送還及び焼骨

（１）日本での所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地で焼骨の上、日本へ送還する。

派遣団長等は、検体送還時の整理番号と、現地に保管している遺骨の整理番号を照合し、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨を焼骨することのないよう、確実に区分すること。

なお、派遣団長等は、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨

- は、現地関係機関と協議し、再埋葬等を確実に行うこと。
- (2) 日本人の遺骨であると判定された遺骨のうち「個性あり」と区分された遺骨は、他の遺骨の混入を防止するため十分な間隔をおいて、一体ずつ焼骨すること。
  - (3) 日本人の遺骨であると判定された遺骨のうち「個性なし」と区分された遺骨は、【遺骨の収容状況】により、できる限り分けられる最小限度の区分（折り重なった数体ごと→埋葬地の墓穴ごと→埋葬地ごと→地域ごとの順）で、まとめて焼骨すること。
  - (4) 遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、上記(3)の「個性なし」と区分された遺骨として、現地で焼骨することとする。このような個性のない破片状の遺骨は、原則、日本人の遺骨であると鑑定された遺骨を焼骨する際に併せて焼骨する。
  - (5) 焼骨後、個別に、収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）・整理番号を付した新たな遺骨袋に入れ、遺骨箱に納めること。遺骨箱にも、遺骨袋と同様に収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）・整理番号を付すこととする。遺骨箱には必要に応じて複数の遺骨袋を納めて差し支えないが、納箱した遺骨の整理番号は全て列記すること。  
なお、複数の遺骨袋を遺骨箱に納める際は、遺骨の尊厳を損なうことのないよう積み重ねたりせずに丁寧に納箱すること。
  - (6) 輸送用遺骨箱に遺骨箱を4箱納めること。それ以外の物品等（遺留品を含む）を入れないこと。  
輸送用遺骨箱には、収容年度・派遣団名を付し、輸送用の遺骨箱の総数のうち、どの箱かわかるよう明記すること。（1／3、2／3、3／3等）
  - (7) 海外から送還する遺骨にあつては、在外公館等から日本人戦没者の遺骨である旨の証明書の発行を受けるとともに、現地政府の衛生・検疫担当部局より衛生上問題ない旨の証明書の発行も併せて求めること。  
空港等においては、輸送用遺骨箱が開封されることのないよう空港等の係官へ説明し、理解を得るよう努めること。
  - (8) 遺骨は、原則として派遣団が捧持するものとする。  
ただし、現地側の事情等やむを得ない理由により、派遣団が遺骨を捧持することができない場合は、捧持できない理由を厚生労働省に連絡し、現地関係機関に当該遺骨の一時的な保管を依頼すること。
  - (9) 派遣団は帰国後、収容した遺骨及び遺留品を厚生労働省へ引き渡すこと。  
なお、引き渡した遺骨及び遺留品については、厚生労働省担当者（管理担当者）、指導監督職員及び派遣団関係者が立ち会いのもと、遺骨及び遺留品、「遺骨整理表」（別紙1）、「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」（別紙3）の確認を行う。
  - (10) 硫黄島から送還する遺骨にあつては、派遣団が収容した遺骨（未焼骨）と検体の全てを捧持し帰還する。

※ 硫黄島においては、焼骨は実施できない。

### 1.3 その他

#### (1) 遺骨の対価に関する取扱い

現地住民等が、戦没者の遺骨を派遣団へ持参し、当該遺骨の対価を求められた場合は、対価支払いの要求には決して応じないこと。

#### (2) 危機管理

##### ア 緊急連絡体制の確保及び迅速な連絡

- ・ 緊急連絡手段の候補を事前に調査し、2つ以上の連絡手段を確保しておくこと。緊急連絡手段の例として、日本から持参する海外渡航用携帯電話、ホテル備え付けの固定電話、ホテル備え付けの Wi-Fi によるメール、現地の住民が使用している携帯電話、衛星電話等がある。
- ・ 遺骨や検体の尊厳を損なう事案、病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等の事案が生じた場合、派遣団長又は団員は、即時に、厚生労働省の担当補佐等の担当ライン（以下「厚生労働省担当ライン」という。）及び推進協会事務局に、当該事案の概要を報告する。その際は、概要の報告を最優先し、対応案の検討までは報告不要とする。
- ・ 通信手段が即時に確保できない又は即時に連絡できない場合は、通信可能な状態になり次第、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局に連絡すること。
- ・ 当該事案の連絡を受けた厚生労働省担当ラインは、速やかに事業課長及び事業推進室長（推進協会事務局は事務局長）に、当該事案の概要を報告すること。その際は、概要の報告のみを必要とし、対応案までは報告不要とする。
- ・ 当該事案のうち遺骨や検体の尊厳を損なう事案が生じた場合には、厚生労働省担当ラインは、当日中に遺骨収集事業統括チームに報告した上で、社会・援護局長まで報告する。また、その後速やかに省内幹部に報告の上、適切に対応すること。病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等の事案についても、その程度に応じ当日中に社会・援護局長まで報告し、適切に対応すること。

##### イ 派遣団員にかかる事案

派遣団員の病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等により生じる生命、健康の安全を脅かす事態などに対しては、以下のとおり対応すること。

##### (ア) 基本的な対応

###### a 事態・状況を正確に把握

- ・ 本人自身の肉体的・精神的な状態を的確に把握。（症状、程度）
- ・ 体調が悪いと認められる者は宿舎で休息を取らせるなどし、作業には参加させない。
- ・ 本人がどのような状況の下におかれているかを把握。（被拘束の場合は、拘束の場所、理由など）
- ・ 現地関係機関等からも情報収集する。

- b 必要な応急措置を講じる。
  - ・ 派遣団員の無事帰国を最優先して対応する。
  - ・ 事故等の場合は、内容・程度により遺骨収集を一旦中止する。
- c 派遣団内で事態に対する認識を共有  
派遣団内の動揺を沈静化するために、確認した情報は派遣団員に周知し共有する。
- d 厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局への一報  
以下の場合は、緊急の対応措置を講じた後、速やかに、一報し、その後は、事態の推移を見守りながら、適宜連絡を取りつつ対応する。
  - ・ 死亡者又は重症の傷病者が発生した場合
  - ・ 派遣団員を至急日本へ帰国させる必要が生じた場合
  - ・ 派遣団が予定どおり行動することが困難な事態が発生した場合
  - ・ 派遣団長が厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局に連絡する必要があると判断した場合

※ 連絡内容の例

- ・ 本人の状態と見通し（症状、意識状況、收容先の環境など）
- ・ 措置結果の現状と見通し（入院先の状況、加療見通しなど）
- ・ 現地の連絡先（施設名、所在地、電話番号、氏名など）
- ・ 厚生労働省等に要望する措置

(イ) 事故等の内容と対応

事故等が発生した場合、派遣団はそれぞれ次の措置を緊急に講じ、即時に厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。

- a 死亡
  - ・ 地元の関係機関に連絡し、事後の措置について協議する。
  - ・ 事後の予定は、全て中止する。
- b 発病・負傷者（重症と思われる場合、原因不明の症状の場合）
  - ・ 医療機関に連絡のうえ、診察・検査を受ける。  
なお、容態の急変に備え、発病・負傷者は決して一人にしないこと。
- c 派遣団員の行方不明
  - ・ 他の派遣団員等から、当該団員の行方不明となるまでの行動経過を把握する。
  - ・ 事故や事件に巻き込まれている可能性が大きい場合、また不自然に予定時刻に遅れている場合は、厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。
  - ・ 併せて、現地関係機関に協力を求め情報収集を行う。
- d 被拘束
  - ・ 拘束の理由、拘束解除の条件・見通しについての現地官憲の意見を聞き、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。

- ・ 派遣団は、当該被拘束者が解放されるまで現地に留まることを原則とし、滞在等に必要な手配を行う。
- e 旅券紛失
  - ・ 発見できない場合は、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ連絡する。
  - ・ 現地の警察署に紛失届を提出するとともに、所轄の在外公館に連絡する。
  - ※ 旅券紛失に備え、予備の写真を携行することが望ましい。
- f 盗難等
  - ・ 現金、貴重品等は、各自が、常に細心の注意を払って管理する。
  - ・ 万が一、盗難に遭った場合は、直ちにその事実を派遣団長に報告するよう派遣団員に徹底する。
  - ・ 派遣団長は、速やかに現地受入機関に連絡するなど必要な対策を要請するとともに、必要に応じて現地の警察署に通報する。
  - ・ さらに、派遣団長は、全団員に事実経過を説明し、事件の再発防止のために注意喚起する。
- ウ 遺骨・検体にかかる事案
  - ・ 遺骨及び検体の安全管理については、上記10で記載しているが、帰国途中においても、常に施錠できる部屋等で保管する。また、移動中は派遣団長が常に目の届く範囲で管理する。
  - ・ 万一、盗難、紛失等があった場合は、事案の生じた事実経過を正確に把握し速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報し、対応を協議する。

遺骨整理表

令和〇年度（派遣団名）

No.	収容日	収容場所	遺骨整理番号 ※ 現地保管の遺骨整理番号を記載する。	遺骨袋数	柱数	個別／ 集団	個性性	発見 深度	氏名判明見込み 遺留品 ※ 遺骨・遺留品調書 を作成する。	検体			備考
										検体整理番号 (注1)	検体の部位	数	
1	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1	1	1	個別	あり		印鑑	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1-①	歯10	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1-②	大腿骨		
2	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2	1	1	個別	あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2-①	大腿骨	1	その他遺留品〇 あり。
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2-②	錐体		
3	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-3	現地保管 なし	1	個別	あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-3	大腿骨	1	全て検体として 送還
4	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1	2	3	集団	なし		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-①	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-②	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-③	大腿骨	1	
5	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2	2	3	集団	なし		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-①	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-②	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-③	大腿骨	1	
			R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1	1			あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1-①	歯10	1	頭蓋骨と関連す る大腿骨あり
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1-②	大腿骨		
			R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個2	現地保管 なし			あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個2	錐体2	1	頭蓋骨を検体と して全て送還
6	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-個性性なし	1	—	集団	なし		なし	検体なし			破片状の遺骨又 は柱数に計上し ない遺骨

(注1) 検体整理番号は検体を入れた袋単位で現地保管の遺骨と同じ整理番号を付すこととし、一つの遺骨整理番号に対し、検体袋が複数になる場合は、遺骨整理番号に枝番を付して検体整理番号とする。歯・錐体と四肢骨は別袋とし、四肢骨は1つの検体袋に1つの検体を入れ、検体整理番号を付す。

(注2) 遺骨送還時の焼骨後の遺骨整理番号も同じ番号を付す。

(別紙1)

遺骨鑑定記録用紙

Recovering of the Remains of Japanese War Dead
Ministry of Health, Labour and Welfare

Human Remain Diagnosing Sheet

遺骨整理番号 ID: \_\_\_\_\_

鑑定者 Analyzer: \_\_\_\_\_

収集地点 Site: 和 \_\_\_\_\_
en \_\_\_\_\_

鑑定日 Date: \_\_\_\_\_

記録者 Recorder: \_\_\_\_\_

欠番 獣骨のみ

埋葬状態 Burial condition

個別葬 混合葬 表採 受領・保管

... 仰臥伸展 屈葬 不定

保存状態 Preservation

-△-× 風化 焼 鈹物化 破片 土壌化 摩滅 沈着物

部位 Parts Identified

ほぼ完全 (以下を除く) / 頭蓋 (破片 錐体) 下顎骨
環椎 軸椎 椎骨 仙骨 寛骨 肋骨 胸骨 鎖骨 肩甲骨
上腕骨 尺骨 橈骨 手根骨 中手骨・指骨
大腿骨 膝蓋骨 脛骨 腓骨
距骨 踵骨 足根骨 中足骨・趾骨
四肢骨片 分類不能
歯なし / 植立歯: 点 遊離歯: 点

帰属集団 Ancestry

東アジア その他アジア ヨーロッパ オーストラロイド その他
シャベル切歯 有無 エナメル突起 有無 齒列弓 有無 咬耗 強弱
眉弓 有無 鼻棘 有無 鼻根 有無 頬 有無 頭幅 有無 大腿骨扁平 有無
歯科治療痕 他: \_\_\_\_\_

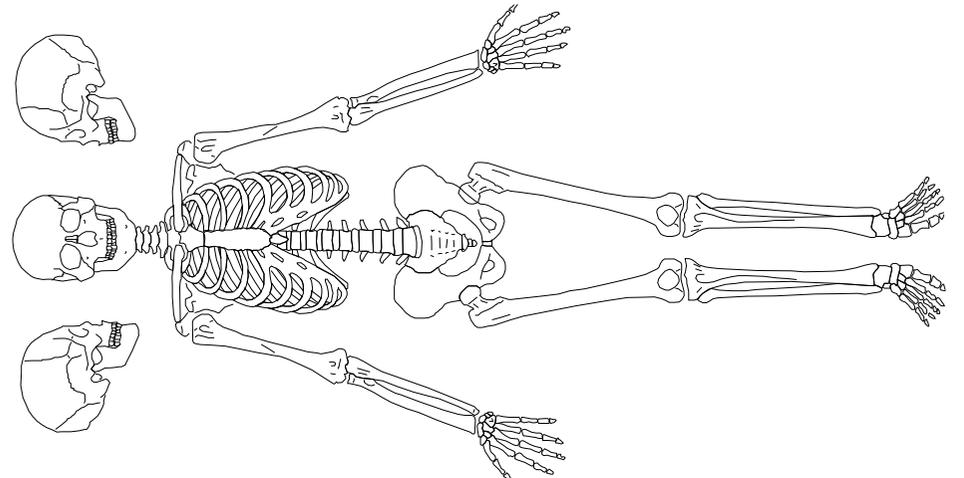
性別 Sex

M M? 中間 F? F / ?
頭蓋 (項 乳突 眉間 頤眼窩上縁 頤 額)
寛骨 (大坐骨切痕 恥骨下枝 耳状面) 四肢骨形態 他: \_\_\_\_\_

年齢 Age

Juvenile (<20) Adult Old Adult (50<) / ?
歯牙萌出 骨端癒合 恥骨結合 耳状面 縫合 退行性 椎間面
肋骨端 咬耗 他: \_\_\_\_\_

Table with 2 rows and 16 columns for recording findings.



特徴的所見 Remarkable Characters

なし / 骨折痕 関節炎 外傷 歯周疾患 開頭 解体痕 骨膜炎
人為着色 自然着色 他: \_\_\_\_\_

遺留品 Personal effects

なし / ボタン 印鑑 硬貨 認識票 靴底 飯盒 ガスマスク
バックル 水筒 ハトメ金具 ガラス瓶 他: \_\_\_\_\_

最小個体数 MNI

根拠: 重複 左右不一致 質感違 咬耗差
部位: \_\_\_\_\_

検体 DNA Sample

なし / 植立歯 遊離歯 錐体
上腕骨 大腿骨 脛骨 他: \_\_\_\_\_

備考 Remarks

## 氏名判明見込遺骨・遺留品調書

派遣年月日	
派遣団名	
収集・発見・受領年月日	
発見場所	
発見者(受領者)	
<b>遺骨</b>	
整理番号	
遺骨の状態	
検体の有無	
<b>遺留品</b>	
品目	
数量	
特徴	
<b>発見状況等</b>	
<b>遺骨・遺留品写真等</b>	
※遺骨・遺留品写真等は別添のとおり	
備考	所有者が判明された場合には、本人あるいは遺族のもとへ返還されたい。

## 遺骨写真

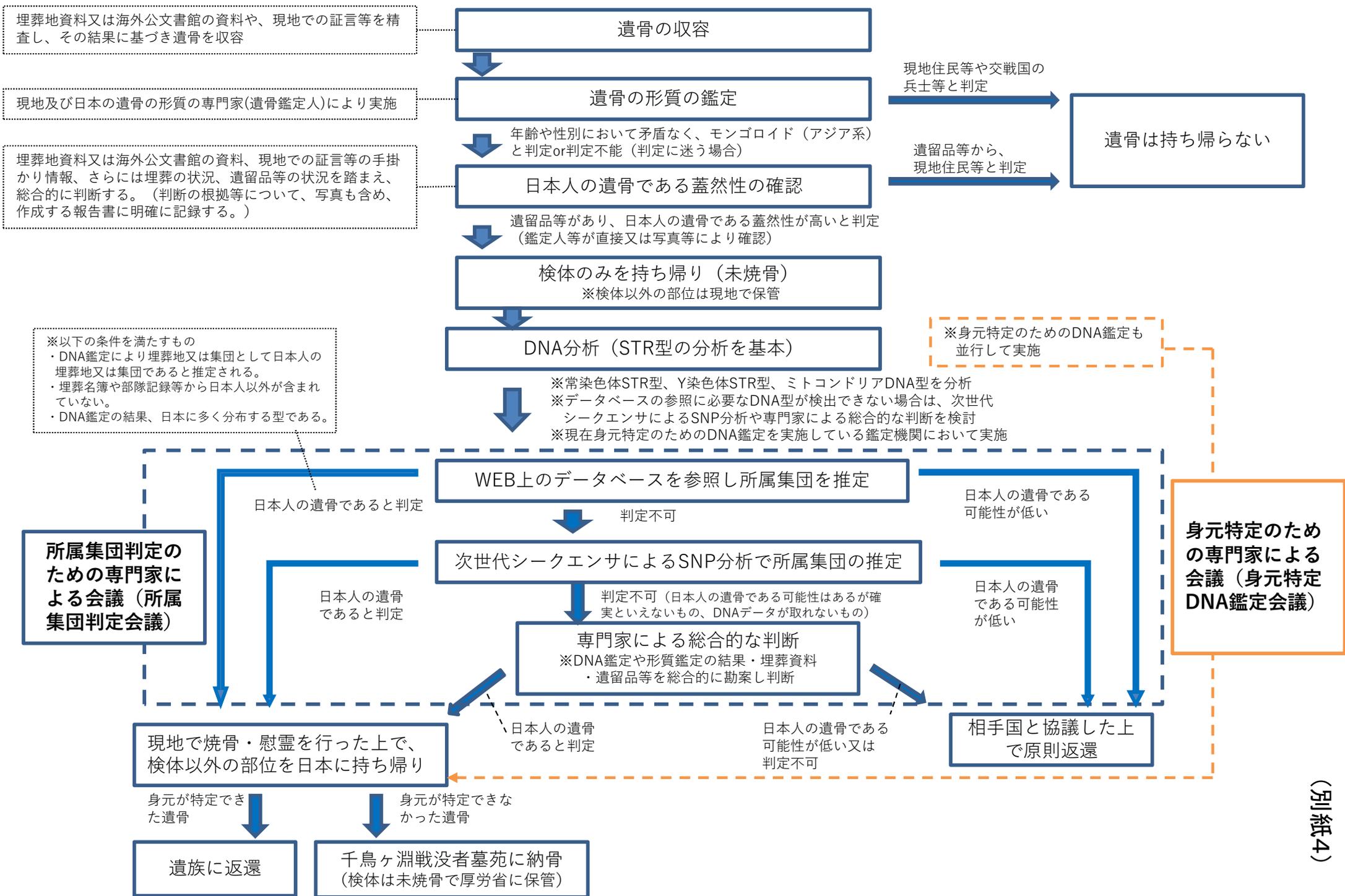
派遣年月日	
派遣団名	
整理番号	
遺骨の状態	
検体の有無	
備考	<p>①遺骨の状態が分かるように撮影(撮影後、必ず画面で確認すること) ②整理番号毎に本様式1枚を作成する。検体がある場合には、加えて検体部位の写真を撮影し、撮影枚数に応じて本様式を作成すること。 ③撮影した画像はCD-R、DVD-Rに保存し、調書と併せて提出すること。</p>

## 遺骨と遺留品の位置関係が解る写真

派遣年月日	
派遣団名	
収集・発見・受領年月日	
発見場所	
遺骨の整理番号	
遺留品の品目	
写真 (写真によく写っていない場合は、←を入れるなど適宜工夫願います。)	
備考	①発見した遺骨の周辺から遺留品が発見された場合には、遺骨との関係性を記録に残す必要があることから、発見された遺骨のどのあたりから遺留品が見つかったのか解るように撮影すること。 ②掘り起こされた土砂の中から遺留品が発見され、遺骨との位置関係が不明の場合には、団員から聞き取り調査等を行い、可能な限り位置関係の究明に努めること。



# 今後の遺骨収容・鑑定のプロセス



## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

別紙

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授

注 ○は座長

## 所属集団判定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学分野教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

## 身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野教授
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座定年嘱託教員
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学 分野教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

## 戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする（同位体分析等の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）が指名する。

### 3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。  
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

### 4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）と協議の上、定める。

## 戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	金沢大学古代文明・文化資源学研究所助教
そめだ 染田	ひでとし 英利	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす 陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
よねだ 米田	みのる 穰	○ 東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

注 ○は座長

## 令和5年度援護関係予算案の主要事項

	【4年度予算】	【5年度予算案】
援護関係予算総額	19,378百万円	→ 18,465百万円
<b>1 援護年金</b>	<b>4,320百万円</b>	<b>→ 3,569百万円</b>
	(受給人員 2,509人 → 2,161人)	
<b>2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給</b>	<b>823百万円</b>	<b>→ 754百万円</b>
〈支給対象件数〉		
・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	約85万人	
・戦没者等の妻に対する特別給付金	約5,500人	
<b>3 遺骨収集事業等の推進</b>	<b>3,279百万円</b>	<b>→ 3,323百万円</b>
(1) 遺骨収集事業	2,573百万円	→ 2,601百万円
ア 硫黄島における遺骨収集事業	1,499百万円	→ 1,512百万円
イ 海外等における遺骨収集事業	915百万円	→ 933百万円
ウ 法人運営経費	159百万円	→ 156百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	→ 17百万円
(3) 遺骨の鑑定	653百万円	→ 667百万円
ア 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	238百万円	→ 245百万円
イ 戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討	274百万円	→ 280百万円
ウ 分析施設（ラボ）における鑑定実施	135百万円	→ 136百万円
エ 会議開催経費・事務費等	6百万円	→ 6百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	35百万円	→ 38百万円

<b>4 戦没者慰霊事業等</b>	<b>6 2 7 百万円</b>	<b>→</b>	<b>6 3 2 百万円</b>
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1 9 7 百万円	→	1 9 7 百万円
(2) 慰霊巡拝等	4 3 0 百万円	→	4 3 5 百万円
ア 慰霊巡拝	9 9 百万円	→	1 0 4 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	5 3 百万円	→	5 4 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	1 9 百万円	→	1 9 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	1 0 百万円	→	1 0 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	9 百万円	→	9 百万円
エ 慰霊友好親善事業	2 5 9 百万円	→	2 5 9 百万円
<b>5 昭和館・しょうけい館事業</b>	<b>6 5 6 百万円</b>	<b>→</b>	<b>6 4 3 百万円</b>
(1) 昭和館	4 6 1 百万円	→	4 6 9 百万円
(2) しょうけい館	1 9 6 百万円	→	1 7 4 百万円
(うち、都市再開発に伴う移転経費)	2 3 百万円	→	0 百万円)
<b>6 中国残留邦人等の援護等</b>	<b>9, 3 2 1 百万円</b>	<b>→</b>	<b>9, 1 9 2 百万円</b>
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	9, 1 7 4 百万円	→	9, 0 4 5 百万円
ア 支援給付の実施等	9, 1 3 2 百万円	→	9, 0 0 4 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	4 1 百万円	→	4 1 百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 0 7 百万円	→	1 0 7 百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	4 0 百万円	→	3 9 百万円

(参考) 令和4年度第二次補正予算

※下記の経費について、前倒しして令和4年度第二次補正予算に計上。

**計 1 3 0 百万円**

・ 昭和館施設改修経費

2 2 百万円

・ 援護システム機能強化事業

1 0 8 百万円 (デジタル庁計上分)

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※ 令和4年度予算及び令和5年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。